

東日本大震災からの 復興政策 10年間の振り返り 骨子案

目 次

はじめに	8
1章 総論（復興庁設置以前）	8
1節 震災の概要	8
1. 被害の状況	8
2. 初動・応急	8
2節 復興基本法に基づく措置	10
1. 復興基本法による基本的枠組み	10
2. 復興対策本部の設置	10
3. 復興構想会議・「復興への提言」	10
4. 東日本大震災からの復興の基本方針	10
5. 国会報告	10
2章 総論（復興庁設置以降）	11
1節 復旧・復興の進捗	11
1. 集中復興期間	11
2. 第1期復興・創生期間	11
2節 組織体制	11
1. 東日本大震災に係る政府の体制	11
2. 復興庁の設置	11
3. 復興庁の体制	11
4. 福島対応体制の強化	12
3節 法制度	13
1. 復興関連法制度の一覧	13
2. 復興基本法	13
3. 復興庁設置法	13
4. 復興特区法	13
5. 福島復興再生特別措置法	14
6. 子ども被災者支援法	15
7. 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法	16
8. 復旧事業・まちづくり・事業再生に係る立法措置	17
9. 震災被害に係る臨時特例等に係る立法措置	17
10. 原子力災害関係の立法措置	17
11. その他立法措置	17
12. その他の規制緩和措置等	17
4節 予算・税制	18
1. 復興財源フレーム	18
2. 復興関連予算	19
3. 税制	20

4. 震災復興特別交付税・復興基金の創設	21
3章 新たな取組.....	23
1節 復興交付金.....	23
1. 制度概要.....	23
2. 制度の見直し	23
3. 予算額・配分額の推移.....	24
4. 主な活用事例	24
5. 復興交付金の廃止	24
2節 住宅再建・復興まちづくりの加速化のための取組.....	26
1. 計画策定	26
2. 用地取得の迅速化.....	26
3. 埋蔵文化財発掘調査	27
4. 復興まちづくりを行う被災自治体への支援.....	27
5. 施工体制の確保	28
6. 住宅再建の加速化等	29
7. 隘路打開の総合対策.....	29
3節 被災者支援総合交付金.....	30
1. 制度創設の経緯.....	30
2. 事業概要.....	30
4節 「新しい東北」の創造.....	31
1. 経緯.....	31
2. 「新しい東北」先導モデル事業.....	31
3. 「新しい東北」官民連携推進協議会.....	31
4. 復興金融ネットワーク	31
5. 地域づくりネットワーク	32
6. 企業連携グループ	32
7. その他の取組	32
8. 評価・課題.....	33
4章 被災者支援.....	34
1節 被災者支援.....	34
1. 被災者支援の重要課題への対応	34
2. 被災者の日常的な見守り・相談.....	34
3. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営.....	35
4. 被災地における健康支援	35
5. 被災者の心のケア	35
6. 子どもに対する支援	35
7. その他の被災者支援に関する取組.....	35
2節 医療・介護・福祉	37
1. 医療・介護サービス等の提供体制の確保.....	37

2. 医療・介護保険等の保険料・窓口負担の減免措置	37
3節 教育・文化等	38
1. 学校の復旧・復興	38
2. 子どもへの就学・学習支援	38
3. 文化	39
5章 住まいとまちの復興	40
1節 まちづくり	40
1. 復興まちづくり計画の検討等	40
2. 市街地復興事業	41
3. 事業実施に当たって発生した課題・対応等	41
2節 住宅	43
1. 応急仮設住宅	43
2. 災害公営住宅	43
3. 災害復興住宅融資	44
4. 事業実施に当たって発生した課題・対応	44
3節 下水道、水道施設、公園・緑地	46
1. 下水道	46
2. 水道施設	46
3. 公園・緑地	46
4節 宅地滑動崩落対策等	48
1. 宅地滑動崩落対策	48
2. 液状化	48
5節 道路	49
1. 被害の概要	49
2. 応急復旧	49
3. 復旧・復興	49
4. 事業実施に当たって発生した課題・対応等	50
6節 海岸・河川	51
1. 被害の概要	51
2. 応急復旧	51
3. 復旧・復興	51
4. 事業実施に当たって発生した課題・対応等	52
7節 空港	53
1. 被害の概要	53
2. 応急復旧	53
3. 復旧・復興	53
4. 事業実施に当たって発生した課題・対応	54
8節 鉄道	55
1. 被害の概要	55

2.	応急復旧.....	55
3.	復旧・復興.....	55
4.	事業実施に当たって発生した課題・対応等.....	56
9節	地域公共交通.....	57
1.	被害の概要.....	57
2.	緊急対応.....	57
3.	復旧・復興.....	57
4.	事業実施に当たって発生した課題・対応等.....	58
10節	港湾.....	59
1.	被害の概要.....	59
2.	応急復旧.....	59
3.	復旧・復興.....	59
4.	事業実施に当たって発生した課題・対応等.....	60
11節	農地・農業用施設.....	61
1.	被害の概要.....	61
2.	応急復旧.....	61
3.	復旧・復興.....	61
4.	事業実施に当たって発生した課題・対応.....	61
12節	治山・林業用施設.....	63
1.	被害の概要.....	63
2.	応急復旧.....	63
3.	復旧・復興.....	63
4.	事業実施に当たって発生した課題・対応.....	63
13節	漁港・漁場.....	65
1.	被害の概要.....	65
2.	応急復旧.....	65
3.	復旧・復興.....	65
4.	事業実施に当たって発生した課題・対応等.....	66
14節	災害廃棄物.....	67
1.	災害廃棄物の発生状況.....	67
2.	復旧・復興における取組.....	67
6章	産業・生業の再生.....	69
1節	産業の復興.....	69
1.	施設・設備の復旧支援.....	69
2.	企業立地促進.....	69
3.	いわゆる二重債務問題への対応.....	69
4.	資金繰り支援等.....	70
5.	販路開拓、新事業の立ち上げ等支援.....	70
6.	仮設店舗等から本設店舗等への移行.....	70

7.	商業施設整備への支援、商店街の再建	71
8.	人材確保対策、就労支援施策	71
2節	農業・食品産業	73
1.	被害の概要	73
2.	地震・津波災害からの復旧・復興	73
3.	原子力災害からの復旧・復興	73
4.	今後の課題・対応等	73
3節	林業・木材産業	74
1.	被害の概要	74
2.	地震・津波災害からの復旧・復興	74
3.	原子力災害からの復旧・復興	74
4.	今後の課題・対応等	74
4節	水産業	76
1.	被害の概要	76
2.	地震・津波災害からの復旧・復興	76
3.	原子力災害からの復旧・復興	76
4.	今後の課題・対応等	76
5節	観光業	77
1.	東北6県の外国人宿泊者数の増加に向けた取組	77
2.	海外に向けた東北観光復興プロモーションの実施	77
3.	福島県における観光復興の促進	77
4.	「新しい東北」交流拡大モデル	77
7章	原子力災害固有の対応	79
1節	東京電力福島第一原子力発電所事故の概要	79
1.	事故の概要	79
2.	事故収束の動向	79
2節	帰還・移住等の促進、生活再建等	80
1.	避難指示に係る経緯	80
2.	帰還・移住等の促進に向けた取組	81
3節	環境再生の取組・放射線への不安対応・食品等の安全性確保	83
1.	環境再生の取組	83
2.	放射線への不安対応	84
3.	食品等の安全性確保	84
4節	風評払拭・リスクコミュニケーション	86
1.	現状	86
2.	風評払拭に関する取組	86
5節	福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等	87
1.	福島イノベーション・コースト構想	87
2.	福島国際研究教育機構	87

3. 福島新エネ社会構想	88
6節 事業者・農林漁業者の再建.....	89
1. 福島相双復興官民合同チームの取組.....	89
2. 事業・なりわいの再建に向けた取組.....	89
8章 協働と継承.....	90
1節 ボランティア・NPO等	90
1. NPO等との連携	90
2. ボランティア等の活動促進.....	90
3. 中間支援組織との連携・協働.....	90
4. その他企業との連携等.....	91
2節 多様な機関と行政機関相互の連携.....	92
1. 被災地での人材確保対策	92
2. 行政機能の継続支援	92
3節 記憶・教訓の継承	93
1. 総論	93
2. 風化対策・教訓の発信	93
3. 震災遺構の保存・震災伝承拠点の整備	94
おわりに	94
附属資料	94

はじめに

- ・振り返りの趣旨、全体の構成の考え方等を概説。

1章 総論（復興庁設置以前）

1節 震災の概要

1. 被害の状況

（1）地震・津波災害の概要

- ・平成23年3月11日（金）14時46分に三陸沖を震源とするマグニチュード9.0、最大震度7の地震が発生。震源直上の海底が移動・隆起し、大規模な津波が発生。
- ・死者・行方不明者数は約22,000人、全壊住家は約122,000棟。
- ・ストックの被害額は約16.9兆円と推計等。

（2）原子力災害の概要

- ・東京電力福島第一原子力発電所では、3月11日に1～5号機で全交流電源喪失。1～3号機で炉心損傷及び燃料溶融が発生。
- ・3月12～15日にかけて1、3、4号機で水素爆発と見られる爆発により建屋が大破。放射性物質が大量放出し、東電福島第一原発から北西方向に帯状の地域が高濃度に汚染。

2. 初動・応急

（1）地震・津波被害への対応

- ・3月11日15時14分に災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部を、翌12日6時に現地対策本部等を設置。
- ・3月17日、被災者生活支援特別対策本部（後に被災者生活支援チームに改組）設置。
- ・救出・救助活動、応急医療活動、生活必需品物資の調達及び輸送、緊急交通路の確保、ライフライン等被害への対応、避難所の生活環境改善、市町村への職員派遣、保健・医療・福祉・教育のサービス確保、災害廃棄物処理、応急仮設住宅の供与、海外からの支援受け入れ等を実施。

（2）原子力災害への対応

- ・3月11日19時3分に原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置。・3月29日に原子力災害対策本部の下に原子力被災者生活支援チームを設置。被災者の避難・受入れの確保（除染体制の確保を含む）、被災地周辺地域・避難所への物資の輸送・補給、被災者への被ばくに係る医療等の確保、環境モニタリングと情報提供等を実施。

（3）東日本大震災への制度による対応

- ・3月13日、東日本大震災を激甚災害及び特定非常災害に指定。
- ・広域にわたる避難等に係る災害救助法の弾力運用や、被災者生活再建支援金の支給等に係る運用改善を実施。
- ・5月2日、早期復旧に向け4兆153億円の平成23年度第1次補正予算が成立。
- ・「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等によ

る代行に関する法律」（平成23年法律第33号）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）等による措置。

（4）東日本大震災を踏まえた防災対策の強化

- ・平成23年10月11日、中央防災会議に「防災対策推進検討会議」設置。
- ・平成24年7月31日、同会議最終報告を踏まえ、災害対策法制の見直しを始めとした災害対策全般の更なる見直しに着手。

2節 復興基本法に基づく措置

1. 復興基本法による基本的枠組み

※ 2章3節2.「復興基本法」参照。

2. 復興対策本部の設置

(1) 復興対策本部の設置

- ・平成23年6月24日、復興基本法の施行により、復興対策本部・現地对策本部発足。
- ・構成、事務局の体制充実の経緯。

(2) 開催経緯

- ・6月28日の第1回から翌年1月23日までに計12回本部を開催し、基本方針、事業規模や財源、各府省の事業計画と工程表等について議論。

(3) 評価・課題

3. 復興構想会議・「復興への提言」

(1) 復興構想会議の設置

- ・平成23年4月11日、有識者からなる東日本大震災復興構想会議の開催を閣議決定。
- ・復興構想会議は16名、同会議のもとに設置した検討部会は19名で構成。
- ・同年6月24日に施行された復興基本法に位置づけられ、平成24年2月10日に施行された復興庁設置法により廃止。

(2) 会議経過

- ・4月14日の第1回において菅内閣総理大臣から復興構想について諮問。
- ・5月10日の第4回において復興7原則を決定。
- ・6月25日の第12回において「復興への提言～悲惨のなかの希望～」を答申。

(3) 「復興への提言～悲惨のなかの希望～」

- ・前文、本論、結び、資料編、参考資料で構成。
- ・「減災」という考え方、地域類型と復興のための施策、復興支援の手法、復興のための財源確保、一刻も早い原発事故の収束と国の責務等を提示。

(4) 評価・課題

4. 東日本大震災からの復興の基本方針

(1) 東日本大震災からの復興の基本方針

(2) 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針

(3) 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について

(4) 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針

(5) 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について

- ・以上の各基本方針についての策定又は変更の年月日・経緯、概要等。

※ 以下、各基本方針については、復興基本方針（策定・変更年月）と表記。

5. 国会報告

- ・各国会報告の提出年月日。

2章 総論（復興庁設置以降）

1節 復旧・復興の進捗

1. 集中復興期間

- ・平成23年度から平成27年度までの通史的なとりまとめ。

2. 第1期復興・創生期間

- ・平成28年度から令和2年度までの通史的なとりまとめ。

2節 組織体制

1. 東日本大震災に係る政府の体制

- ・緊急災害対策本部、被災者生活支援特別対策本部（被災者生活支援チーム）、震災ボランティア連携室、原子力災害対策本部、原子力被災者生活支援チーム、復興対策本部、被災地復興に関する法案準備室、復興庁設置準備室等に係る設置の趣旨・根拠・時期、構成、事務局体制・人数等。

2. 復興庁の設置

（1）復興庁設置法の制定の経緯

- ・復興基本法案の国会審議において、民主党、自由民主党、公明党の修正協議を経て、復興庁の設置に係る規定追加。
- ・復興基本方針（平成23年7月）において、復興庁が地方自治体のニーズにワンストップで対応することを明記。
- ・平成23年11月1日、復興庁設置法案の閣議決定、国会提出。
- ・国会審議において、民主党、自由民主党、公明党の修正協議を経て、復興に関する行政各部の事業の統括及び監理、地方公共団体からの要望の一元的な受理、復興事業に必要な予算の一括計上等に係る規定追加。
- ・復興庁設置法案の修正案は、12月6日に衆議院可決、9日に参議院可決により成立し、16日に公布、平成24年2月10日に施行。

（2）復興庁設置法の概要

- ・復興庁は、内閣に置かれ、復興に関する施策の企画、立案及び総合調整等を所掌する。
- ・内閣総理大臣を長とし、事務を統轄する復興大臣を置く。
- ・復興大臣は関係行政機関の長に対する勧告権を有する。
- ・復興局とその支所を岩手県、宮城県及び福島県に、事務所を青森県及び茨城県に置く。

（3）組織・定員要求

- ・平成24年度組織・定員要求において、復興庁の設置とともに、復興大臣、副大臣2人のほか、必要な機構を新設することが認められ、定員は118人を確保。

（4）設置

- ・被災者生活支援チーム、復興対策本部・現地対策本部から復興庁・局への移行経緯等。

3. 復興庁の体制

（1）復興庁設置時の体制

- ・本庁及び復興局の体制、10年間の本庁の班編成の変遷等。

(2) 令和2年度末の体制

- ・本庁及び復興局の体制等。

(3) 復興推進会議

- ・復興の迅速な実施を図るため、独任制機関である復興庁を設置するが、復興の総合調整・推進等を効果的かつ効率的に行う観点から、内閣総理大臣を議長、復興大臣を副議長とし、全ての国务大臣等で構成する閣僚級の会議として設置。
- ・平成24年2月14日の第1回から令和2年度末までに29回開催。

(4) 復興推進委員会

- ・復興構想会議を引き継ぐものとして、有識者15人以内で構成。
- ・平成24年3月19日の第1回から令和2年度末までに36回開催。

(5) 復興庁の設置期限の延長

- ・令和元年8月5日の自由民主党・公明党「東日本大震災復興加速化のための第8次提言」において、復興庁の後継組織は、現行のまま総理直轄組織とし、専任大臣を置くほか、これまでの総合調整機能等を維持すること等の提言。
- ・復興基本方針（令和元年12月）において、復興の司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で復興を成し遂げるため、復興庁の設置期間を復興・創生期間後10年間延長すること等が明記。
- ・これを踏まえ、令和2年3月3日に復興庁の廃止期限の延長等の措置を講ずる「復興庁設置法等の一部を改正する法律案」が国会提出され、6月5日に成立。

(6) 評価・課題

4. 福島対応体制の強化

(1) 福島復興に係る政府の体制

- ・原子力災害対策本部・現地対策本部、廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議、廃炉・汚染水・処理水対策チーム・現地事務所・現地調整会議、原子力被災者生活支援チーム、経済産業省、環境省、福島地方環境事務所、復興推進会議、復興庁、福島復興局等の政府の関係組織の全体像、各組織の概要等。

(2) 福島復興再生総局

- ・平成25年1月10日の第5回復興推進会議における安倍総理大臣からの指示を受けて、2月1日に福島復興再生総局を設置。
- ・構成、運営及び実績等。

3節 法制度

1. 復興関連法制度の一覧

2. 復興基本法

(1) 立案経緯・制定趣旨

- ・政府の復興に向けた体制を立ち上げるため、平成23年5月13日、「東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案」を閣議決定、国会提出。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

- ・国会審議において、復興に関する施策の実施権能を有する復興庁の設置等に関する規定を盛り込むべきとの議論がなされ、自由民主党等から対案提出。
- ・民主党、自由民主党、公明党の協議がなされ、政府案に復興資金の確保、復興特別区域制度の整備、復興庁に関する基本方針等を加えた「東日本大震災復興基本法案」の起草案を6月9日に3党共同で（衆）東日本大震災復興特別委員会に提出、委員長提案の議員立法として可決。政府案及び自由民主党案は撤回。
- ・6月10日に衆議院可決、6月20日に参議院可決により成立。平成23年法律第76号として、6月24日に公布・施行。

(3) 法概要・措置内容

- ・基本的施策として、復興資金の確保、復興債の発行と償還の道筋の明確化、復興特区制度についての法制上の措置等を規定。
- ・復興の推進体制として、復興対策本部・現地对策本部、復興構想会議等を規定。
- ・復興庁設置に関する基本方針として、内閣に期限を限って設置すること、復興に関する国の施策についての企画・立案・総合調整及び実施を所掌すること等を規定。

(4) その後の法改正等

- ・復興庁設置法（平成23年法律第125号）により、東日本大震災復興対策本部に関する規定を削除、復興状況の国会報告の規定を追加。

3. 復興庁設置法

※ 2章2節「組織体制」参照。

4. 復興特区法

(1) 立案経緯・制定趣旨

- ・復興基本法や復興構想会議の提言も踏まえ、復興基本方針（平成23年7月）において、復興特区制度や使い勝手のよい自由度の高い交付金の創設について明記。
- ・平成23年10月28日、「東日本大震災復興特別区域法案」を閣議決定、国会提出。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

- ・同年11月29日、（衆）東日本大震災復興特別委員会において、民主党、自由民主党、公明党等5会派共同による修正案及び修正部分を除く原案が可決。同日、衆議院において可決。
- ・12月7日に参議院可決により成立。平成23年法律第122号として、12月14日公布・一部施行。

(3) 法概要・措置内容

- ・復興特別区域基本方針、復興推進計画の認定及び特別の措置、復興整備計画の実施に係る特別の措置、復興交付金事業計画に係る復興交付金の交付等について規定。
- ・規制特例に係る政省令の概要を含む各種特例等の内容。

（4）改正経過・概要

- ・「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律」（平成26年法律第32号）により、復興事業において、土地収用制度をさらに活用し、用地取得の一層の迅速化等を図るための措置等を追加。
- ・「復興庁設置法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第46号）により、復興特区制度の対象地域の重点化とともに、復興交付金事業計画に係る規定を削除。

（5）適用実績

- ・令和4年1月4日現在、復興推進計画の作成件数は299計画。同計画に基づく指定事業者等は延べ6千を超え、指定事業者等による投資は4兆円超。
- ・令和3年12月末現在、復興整備計画に位置付けられた事業施行地区数は1,032地区。

（6）評価・課題

5. 福島復興再生特別措置法

（1）立案経緯・制定趣旨

- ・平成24年2月10日、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生がその置かれた特殊な諸事情を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、「福島復興再生特別措置法案」を閣議決定、国会提出。

（2）国会審議及び公布・施行経緯

- ・同年3月8日、（衆）東日本大震災復興特別委員会において、民主党、自由民主党、公明党等の5会派共同による修正案及び修正部分を除く原案が可決。同日、衆議院可決。
- ・3月30日、参議院可決により成立し、平成24年法律第25号として、3月31日公布・一部施行。

（3）法概要・措置内容

- ・福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について規定。

（4）改正経過・概要

- ・「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」（平成25年法律第12号）により、生活拠点形成交付金の創設、生活環境整備事業の対象区域の拡充等。
- ・「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」（平成27年法律第20号）により、一団地の復興再生拠点整備制度の創設、帰還環境整備交付金の創設等。
- ・「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」（平成29年法律第32号）により、特定復興再生拠点区域に係る計画制度の創設、福島イノベーション・コースト構想の推進の位置づけ等。
- ・「復興庁設置法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第46号）により、帰還環境整備交付金の対象への移住等の追加、農地の利用集積の促進のための特例の創設等。

（5）適用実績

- ・福島復興再生基本方針の策定（平成24年）・改定（平成29年、令和3年）経緯
- ・福島復興再生計画等の計画の策定・改定一覧等
- ・福島再生協議会の開催実績等

※ その他、7章「原子力災害固有の対応」参照。

（6）評価・課題

- ・過去に例のない規模の原子力災害という特殊性を踏まえ、当該原子力災害からの復興に特化した新法を制定。
- ・復興の進捗状況に応じた法改正を行い、政府としての基本方針や制度的基盤を整備することで、福島の復興・再生に着実に貢献。
- ・今後起こり得る大規模災害に対しては、災害の規模や態様、被害の状況や地域特性に応じて制度を検討することが必要。

6. 子ども被災者支援法

（1）立案経緯・制定趣旨

- ・平成24年3月14日、自由民主党、公明党、共産党、社民党等の共同提案による議員立法「平成二十三年東京電力原子力事故による被害からの子どもの保護の推進に関する法律案」提出。
- ・同月28日、民主党・新緑風会による議員立法「東京電力原子力事故の被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案」提出。
- ・両法律案は、いずれも被災者の生活支援を図る主旨から立案されたものであり、3月29日（参）東日本大震災復興特別委員会において趣旨説明がなされた後、これらを統合するための協議を実施。
- ・6月14日、同委員会において両法律案撤回、与野党合意に基づく「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案」草案を委員会提出法案として全会一致で可決。

（2）国会審議及び公布・施行経緯

- ・6月15日に参議院可決、同月21日に衆議院可決により成立。同月27日に公布・施行。

（3）法概要・措置内容

- ・被災者の不安の解消、安定した生活の実現のため、主に自主避難者を対象とした被災者の生活支援等に関し、国が必要な施策を講ずる責務を有すること、基本方針の策定等について定めた理念法。
- ・支援対象地域で生活する被災者への支援等の内容。

（4）適用実績

- ・平成25年3月15日に母子避難者等に対する高速道路の無料措置、借上型応急住宅の供与期間の延長等が盛り込まれた原子力災害による被災者支援施策パッケージを取りまとめ。
- ・同年10月11日に被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向、基本的な事項、支援対象地域に関する事項等からなる基本方針を閣議決定。
- ・支援対象地域として、原発事故発生後、放射線の年間積算線量が20mSvを下回るが相当な線量が広がっていた「福島県中通り・浜通り（避難指示区域等を除く）」を設定。

- ・基本的な事項として、公営住宅への入居円滑化等。あわせて、被災者支援に関する施策について、支援内容ごとに分類した上で取りまとめ公表。
- ・平成27年8月25日に基本方針の改定を閣議決定。
- ・改定基本方針では、被災者の帰還や避難先への定住の判断には一定の期間を要するため、当面、支援対象地域の縮小はしないこととされた。
- ・同年10月2日、施策とりまとめ公表。
※ その他、4章「被災者支援」、7章「原子力災害固有の対応」参照。

7. 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法

(1) 立案経緯・制定趣旨

- ・震災により多数の事業者が事業用資産に甚大な被害を受け、既往債務が負担となって新規資金調達が困難となる等のいわゆる二重債務の問題が生じるとの指摘。
- ・国会においても、被災者向け金融対策の中心的な課題として議論。
- ・平成23年6月17日、政府は「二重債務問題への対応方針」をとりまとめ。独立行政法人中小企業基盤整備機構や民間金融機関等が出資する「中小企業再生ファンド」を被災県に設立し、過剰債務を抱えているが事業再生の可能性のある中小企業に対し、出資や債権買取り等を含めた支援を実施する方針を提示。
- ・公的な機構を新たな法律に基づいて設立する必要があるとして、議員立法により、第177回国会（常会）中の平成23年7月11日、「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案」を参議院に提出。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

- ・同年7月29日、株式会社東日本大震災事業者再生機構（英：The Corporation for Revitalizing Earthquake-Affected Business、略称：CREB）が金融機関等から債権を買い取る際の価格や買い取った債権の管理・処分に係る規定について修正の上、参議院可決。
- ・第177回国会が閉会し、衆議院で継続審議となった後、民主党、自由民主党、公明党の協議により、本法律案を修正して成立させることで三党合意。
- ・第179回国会（臨時会）において、三党合意に基づく修正の上、同年11月15日に衆議院可決。11月21日に参議院可決により成立。平成23年法律第113号として、11月28日に公布・一部施行。

(3) 法概要・措置内容

- ・全国に一つを限り、CREBを設立し、支援対象となる事業者に対して金融機関等有する債権の買取り、資金の貸付け、出資、専門家の派遣及び助言等を実施。
- ・支援決定期限は、当初、平成29年2月22日まで（主務大臣認可により1年延長可）。その後、1年間の延長の後に「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律」（平成30年法律第1号）により、令和3年3月31日まで延長。支援期間は支援決定日から最長15年間。

(4) 適用実績

- ・令和3年3月31日までの支援決定は747件（うち、債権買取り712件1,327億円、債務免除528件664億円等）。

- ・支援完了は261件（令和4年9月30日現在）

（5）評価・課題

- ・CREBによる被災事業者への支援を通じて、被災地域の経済活動・雇用の維持に貢献。
- ・残る支援先事業者について、可能な限り多くの事業再生につなげる必要。

8. 復旧事業・まちづくり・事業再生に係る立法措置

- ・「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」（平成23年法律第33号）、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号）、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」（平成23年法律第99号）等についての立案経緯・制定趣旨、法概要・主な措置内容等。

9. 震災被害に係る臨時特例等に係る立法措置

- ・「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（平成23年法律第29号）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）、「東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律」（平成23年法律第64号）、「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」（平成23年法律第102号）等についての立案経緯・制定趣旨、法概要・主な措置内容等。

10. 原子力災害関係の立法措置

- ・「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」（平成23年法律第91号）、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年法律第94号）、「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」（平成25年法律第97号）、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」（平成23年法律第98号）等についての立案経緯・制定趣旨、法概要・主な措置内容等。

11. その他立法措置

- ・「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）、「東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律」（平成23年法律第69号）、「災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」（平成23年法律第100号）、「東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」（平成23年法律第80号）等についての立案経緯・制定趣旨、法概要・主な措置内容等。

12. その他の規制緩和措置等

- ・東日本大震災の発生を受けて、各府省がそれぞれ所管する規制について行った震災対応としての規制緩和等の措置の具体的内容等。

※ 税法など一部は、本節ではなく、次節「予算・税制」で記述。

4節 予算・税制

1. 復興財源フレーム

(1) 復興財源フレームの基本的な考え方

- ・復興構想会議は、復旧・復興のための財源について「基幹税を中心に多角的な検討をすみやかにを行い、具体的な措置を講ずるべき」と提言。
- ・復興基本方針（平成23年7月）において、事業規模を示し、財源について「次の世代に負担を先送りするのではなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本とする」こと等を定めた。
- ・発災当初から、復興期間の事業規模を示した上で、あらかじめ財源を確保する「復興財源フレーム」を策定したことで、被災自治体が安心して復興事業に取り組むことを可能としている。

(2) 19兆円フレーム

- ・復興基本方針（平成23年7月）において、平成27年度末までの5年間の集中復興期間の事業規模については「少なくとも19兆円程度」、10年間の復旧・復興対策の規模については「少なくとも23兆円程度」とされた。
- ・集中復興期間の財源については、歳出削減等による5兆円程度と時限的な税制措置（復興特別税）をあわせて、平成23年度1次・2次補正で確保した6兆円程度を除く13兆円程度を確保することを見込んだ。

(3) 25兆円フレーム

- ・平成25年度予算編成で復興事業費全体が19兆円を超える見込みとなったため、平成25年1月の復興推進会議で集中復興期間の事業規模を「少なくとも23.5兆円」に見直し。
- ・財源については、これまでの19兆円程度に加え、日本郵政株式の売却収入4兆円程度、平成23年度の決算剰余金等2兆円程度を見込み、25兆円程度を確保。

(4) 26.3兆円フレーム

- ・平成26年度補正予算及び平成27年度予算編成にあたり、復興事業費全体が25兆円程度を超える見込みとなったため、平成27年度予算概算決定時に25.6兆円程度に見直し。
- ・財源については、これまでの25兆円程度に加え、平成26年度補正予算の決算剰余金0.8兆円程度、財政投融资特別会計積立金0.6兆円程度を見込み、26.3兆円程度を確保。

(5) 32兆円フレーム

- ・平成27年6月の復興推進会議で平成23年度から令和2年度までの事業規模について、執行状況を踏まえた平成28年度までの見込み25.5兆円に、平成28年度からの5年間の見込み6.5兆円程度を加え、32兆円程度に見直し。
- ・財源については、計上済財源が実績等を踏まえ28.8兆円程度、これに加え、税外収入等0.8兆円程度、一般会計からの繰り入れ2.4兆円程度を見込み、32兆円程度を確保。

(6) 32.9兆円フレーム

- ・事業規模について、執行状況を踏まえ令和2年度までに31.3兆円程度、令和3年度から7年度までに1.6兆円程度、15年間で32.9兆円程度と見込んだ。
- ・財源については、計上済財源が実績等を踏まえると32.9兆円程度となる見込み。

2. 復興関連予算

（1）復興関連予算の推移について

- ・平成23年3月に被災地の緊急支援等に22年度の予備費674億余円、4月に災害救助等負担金に23年度の予備費503億余円を活用。
- ・同年5月2日に当面の復旧事業等に係る経費として1次補正4兆153億余円、7月25日に原子力損害賠償や被災者支援等に係る経費として2次補正1兆9,106億余円が成立。
- ・同年11月21日に復旧・復興に係る経費として3次補正9兆2,438億余円（年金臨時財源の補填分2兆4,896億余円を除く）成立。
- ・平成24年度から東日本大震災復興特別会計を設置（特別会計法第222条）。
- ・復興庁において、被災者支援、住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生の各分野について、被災地の抱える課題解決に直結する予算を措置。

（2）復興関連予算の執行状況について

- ・平成23年度から令和2年度までの執行状況について、令和2年度の繰越額を含めた執行見込額は38兆6,029億円。
- ・うち、被災者支援2兆2,640億円、住宅再建・復興まちづくり13兆4,251億円、産業・生業の再生4兆3,981億円、原子力災害からの復興・再生7兆1,934億円。

（3）復興関連予算の主な論点

- ・平成23年度から令和元年度までの復興関連予算の執行率が例年6割台となっており、国会や報道等で「執行率が低いのではないか」、「復興事業の進捗状況を考える上で問題ではないか」等の指摘。
- ・一方、不用率は例年1割程度であり、執行率が低いというよりも、繰越率が高い状況。
- ・繰越を含めた執行見込率については、例年9割程度であり、復興関連予算は適切に執行。
- ・復興基本方針（平成23年7月）において、国は、（イ）被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策、（ロ）被災者の避難先となっている地域や震災による著しい悪影響が社会経済に及んでいる地域など、被災地域と密接に関連する地域において、震災地域の復旧・復興のために一体不可分のものとして緊急に実施すべき施策、（ハ）上記と同様の施策のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策を実施することとされた。
- ・その後、復興関連予算が被災地以外に使われていることについて、「流用問題」として各方面から指摘がなされたことを背景に、平成24年11月27日の復興推進会議において「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方」が示され、上記（イ）のみを東日本大震災復興特別会計に計上することを基本とし、（ロ）及び（ハ）は原則として同特会には計上しないこととされた。
- ・平成25年1月10日の復興推進会議における「流用等の批判を招くことがないよう、使途の厳格化を行うこと」との安倍内閣総理大臣指示を受け、更なる使途の厳格化。
- ・全国向け事業に係る基金については、執行済のもの等を除き、国へ返還。

3. 税制

(1) 東日本大震災発生以降の税制上の対応に係る経緯

- ・震災発生直後の対応として、国税及び地方税の申告・納付等の期限を延長等。
- ・平成23年4月13日の税制調査会において、所得税や個人住民税の雑損控除の特例や被災事業用資産の損失の特例等の「東日本大震災への税制上の対応（国税・第一弾）」、「東日本大震災への税制上の対応（地方税・第一弾）」について、一部を除き了承。
- ・これを受けて、同年4月27日に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（平成23年法律第29号）及び「地方税法の一部を改正する法律」（平成23年法律第30号）が成立。
- ・同年7月15日の税制調査会において、避難区域内等の資産についての特例等の「東日本大震災（原子力災害）への地方税制上の対応」について了承。これを受けて、8月5日に所要の法改正が成立。
- ・同年10月11日の税制調査会において、住宅の再取得等に係る住宅ローン控除の特例や復興特区税制の創設等の「東日本大震災からの復興に向けた税制上の対応（国税）」、「東日本大震災からの復興に向けた税制上の対応（地方税）」について了承。これを受けて、12月7日に所要の法改正が成立。
- ・平成24年3月30日に福島県に設置される復興産業集積区域に係る特例等を設ける福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）が成立。これらを受けて、同日、所要の法改正が成立。
- ・その他、平成25年度税制改正以降においても東日本大震災からの復興や再生等を目的とした税制特例措置の創設、既存の税制特例措置の見直し等が行われた。

(2) 個別の特例措置

- ・所得税関係（雑損控除の特例、被災事業用資産の損失の特例、大震災関連寄附に係る寄附金控除の拡充、住宅の再取得等に係る住宅ローン控除の特例、一定の土地等を譲渡した場合の特別控除、雑損控除等に係る災害関連支出の対象期間の延長の特例等）
- ・法人税関係（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付、被災代替資産等の特例償却、復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特例償却又は法人税額の特別控除、復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除、復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等、被災者向け優良賃貸住宅の割増償却、再投資等準備金等）
- ・資産課税関係（一定の土地等に係る相続税等の課税価格の計算の特例等）
- ・消費課税関係（被災自動車等に係る自動車重量税の還付等）
- ・個人住民税・個人事業税関係（雑損控除額等の特例等）
- ・法人住民税・法人事業税関係（法人の道府県民税及び市町村民税の特例等）
- ・不動産取得税・固定資産税・都市計画税関係（一定の土地等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例、一定の土地等の固定資産税及び都市計画税の課税免除等）
- ・地方消費税関係
- ・自動車取得税・自動車税及び軽自動車税関係
- ・復興庁所管の主要な税制特例等（復興特区税制、福島復興再生特別措置法に係る税制特例、

住宅ローン控除等、東日本大震災事業者再生支援機構に係る特例措置)

- ・第2期復興・創生期間以降の福島復興・再生を支援する税制特例

(3) 主な税制特例措置の効果・実績

- ・復興特区税制
- ・福島特措法税制

4. 震災復興特別交付税・復興基金の創設

(1) 震災復興特別交付税

- ・大規模災害に係る復旧・復興事業についての従来の地方財政措置は、国費による措置をできる限り確保・充実した上で、残る地方負担分に地方債を充当し、その元利償還金を地方交付税により措置。
- ・これに対して、東日本大震災については、「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」（平成23年法律第41号）及び平成23年度第3次補正によって、震災復興特別交付税制度を創設。
※ 平成23年11月30日成立の平成23年法律第116号によって、「平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」（平成23年法律第41号）の題名を改め、震災復興特別交付税の交付等に係る規定を追加。
- ・これにより、東日本大震災の復旧・復興事業については、地方債による措置ではなく、通常収支とは別枠で地方交付税の増額を行い、復旧・復興事業の実施状況にあわせて地方負担分の全額を措置。
- ・平成27年通常国会において、平成28年度から令和2年度までの復興・創生期間における東日本大震災の復旧・復興事業については、地方負担ゼロを継続すべき、地方議会による精査を促すためにも地方負担を入れるべき等の議論。
- ・平成27年5月12日に「集中復興期間の総括及び平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方について」を公表し、復興事業のうち、地域振興策や将来の災害への備えといった全国共通の課題への対応との性質を併せ持つものについては、被災自治体においても一定の負担を行うこと等を決定。
- ・平成27年6月3日に「平成28年度以降の復興事業にかかる自治体負担の対象事業及び水準等について」を公表し、地方負担導入の復興事業について、地方負担の95%を震災復興特別交付税により措置することを決定。
- ・平成27年6月24日の復興推進会議において「平成28年度以降の復旧・復興事業について」を決定し、地方負担導入事業を整理。

(2) 復興基金

- ・平成23年7月29日に「東日本大震災からの復興の基本方針」において、基金設置等を決定。
- ・平成23年12月14日に特定被災地方公共団体である9県における基金の設置を平成23年度第2次補正で増額された特別交付税により措置。
- ・阪神・淡路大震災では、運用型基金が設置され、借入利子の一定部分に95%の普通交付税措置を行ったところ、東日本大震災では、低金利の状況に鑑み、取り崩し型基金を設置。

- ・各県の基金規模、活用状況等。

3章 新たな取組

1節 復興交付金

1. 制度概要

(1) 概要

- ・東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定）において「地方公共団体が、自ら策定する復興プランの下、復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金を創設する」とされたことを踏まえ、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に基づく制度として創設。
- ・関連する事業の一括化、自由度の高い効果促進事業、地方負担の手当て、基金の活用等、過去の震災への対応にはない柔軟な仕組み。

(2) 基幹事業

- ・被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を交付対象。
- ・5省（文科省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省）40事業を一括化。
- ・補助率（基本国費率）は1/2等。

(3) 効果促進事業

- ・基幹事業に関連し、地方公共団体が自主的かつ主体的に実現する事業を交付対象。
- ・ハード・ソフト事業の幅広いニーズに対応し、基幹事業の事業費の35%が上限。補助率は80%。

(4) 地方負担の軽減

- ・基幹事業に係る地方負担分の50%を追加的に国庫補助し、なお生じる地方負担については地方交付税により全額措置。
- ・平成28年度以降に計上された復興交付金予算を財源として実施された効果促進事業については、地方負担の95%を地方交付税により措置。

(5) 執行の弾力化・手続の簡素化

- ・必要な事業の一括化、一つの事業計画による申請、復興庁を窓口とした申請手続の一元化により、地方公共団体の事務負担を軽減し、簡素・迅速な手続が可能。
- ・基金の設置、資金の事業間での流用等により、弾力的な執行が可能。

2. 制度の見直し

(1) 効果促進事業の一括配分の創設（平成24年5月）

- ・復興地域づくりの根幹をなす事業に関連する効果促進事業について、基幹事業の配分額の20%を先渡しするもので、交付申請・交付決定は不要。交付担当省庁への内訳書の提出により、機動的に事業を実施。

(2) 「復興交付金の運用の柔軟化について」の公表（平成25年3月）

- ・基幹事業の採択対象拡大、効果促進事業の対象拡大、一括配分に関する使途の限定の廃止等運用の柔軟化。

(3) 「復興のステージの進展に応じた復興交付金の活用促進の方針」の公表（平成26年11月）

- ・災害公営住宅への入居等の段階へ移行しつつある状況を踏まえ、効果促進事業等の一括配

分の対象となる基幹事業に災害公営住宅整備事業を追加等のほか、市町村による追悼・祈念施設整備及び防災集団移転促進事業の移転元地を活かした地域資源活用型復興の推進について方針を提示。

(4) 「地域の課題への対応強化のための効果促進事業の活用に向けたパッケージ」の公表（平成27年6月、平成28年4月改定、平成29年6月第3版）

- ・効果促進事業での取組の「見える化」を図り、事業の横展開を促進し、復興のステージに応じた被災地の課題への対応を進めるため、効果促進事業で実施可能な事業メニューをパッケージ化。

(5) 「復興交付金（効果促進事業）の活用について」の公表（平成28年4月）

- ・復旧・復興事業により損壊した道路舗装の補修、被災地における観光振興、離半島部等における暮らしの再建支援を効果促進事業の対象として明確化。
- ・平成29年6月には、移転先団地等における新たなコミュニティ形成への支援、土地の利活用に資する取組への支援を効果促進事業の対象として明確化。

3. 予算額・配分額の推移

(1) 予算額

- ・復興交付金の予算は、平成23年3次補正に初めて計上（1兆5,612億円）。
- ・令和2年度予算までの合計は、3兆4,834億円。

(2) 配分額

- ・102市町村が復興交付金事業計画を提出。
- ・全29回の配分を行っており、配分額の合計は3兆3,284億円（事業費4兆1,695億円）。

4. 主な活用事例

(1) 基幹事業

- ・基幹事業3兆6,745億円のうち、住まいの確保に関する事業（災害公営住宅整備事業、防災集団移転促進事業、都市再生区画整理事業）1兆7,196億円。
- ・都市機能の形成に関する事業（道路事業、下水道事業等）1兆850億円。
- ・生業の再建に関する事業（水産・漁港関連施設整備事業、農地・農業用施設等整備事業等）4,889億円。
- ・利活用の例として、防災集団移転促進事業（東松島市）、災害公営住宅整備事業（相馬市）、都市再生区画整理事業（石巻市）、農山漁村地域復興基盤総合整備事業（亶理町）、被災地域農業復興総合支援事業（亶理町・山元町）、都市公園事業（岩沼市）が挙げられる。

※ 金額は事業間流用後の事業費。

(2) 効果促進事業

- ・効果促進事業5,023億円については、復興地域づくりの構想策定から震災遺構の保存等への対応など復興地域づくりの根幹をなす幅広い事業に対応。
- ・防災集団移転促進事業の移転元地の利活用の例として、大曲浜地区の産業用地整備（東松島市）等、震災遺構の保存の例として津波遺構たろう観光ホテルの保存（宮古市）が挙げられる。

5. 復興交付金の廃止

- ・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月閣議決定）において、第1期復興・創生期間の終了をもって廃止することとされ、令和2年度末時点で未完了の事業については同年度までに計上された予算の範囲内で支援を継続。

2節 住宅再建・復興まちづくりの加速化のための取組

- ・復興事業の推進にあたり、所有者不明土地、埋蔵文化財の調査、資材等の不足、入札不調などの問題が存在。
- ・復興大臣の下に関係省庁の局長級を構成員とする「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を立ち上げ、具体的な対応策を公表し、復興事業を加速化（平成25年2月から平成27年1月まで8回開催）。

1. 計画策定

- ・被災者が住まいの確保について見通しを持てるよう、各市町村の災害公営住宅及び民間住宅等用宅地の整備に係る進捗見込みについて「住まいの復興工程表」を策定。
- ・工程表は、平成24年12月末現在から定期的に更新・公表。

2. 用地取得の迅速化

(1) 主な経緯

- ・復興事業における用地取得を進めるに当たり、多くの筆界未定地、多数共有地、相続未処理、所有者不明、休眠担保等の問題に直面。被災地方公共団体が担当職員が不足。
- ・「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」の下、加速化措置第一弾（平成25年3月）から第五弾（平成26年5月）で100近い措置を実施。財産管理制度の活用、土地収用制度の活用等で構成される「用地取得加速化パッケージ」を公表。

(2) 財産管理制度

- ・ノウハウ等の不足、財産管理人候補者を確保できない可能性等から、地方公共団体が財産管理人制度を活用することは稀であったため、関係省庁、司法関係機関、民間団体等が連携し、財産管理人候補者の確保や裁判所審理手続の迅速化に向けた動き等の取組を実施。
- ・関係機関の連携等により、財産管理人候補者は、平成29年12月には659人になるなど震災前より増加。平成25年4月から令和2年12月までの3県の財産管理人選任数は486件、権限外行為許可件数は412件。選任手続は、通常1か月程度かかるところ1~2週間に短縮。権限外行為許可は、通常3週間程度かかるところ1週間程度に短縮。

(3) 土地収用制度

- ・土地収用制度の活用にあたっては、手続の迅速化と起業者の負担軽減が課題となっていたところ、復興事業を迅速に進めるため、測量及び設計の並行作業、効率的な説明会の開催、早期事業認定申請ルール、権利者調査方法の明示等の加速化措置を実施。
- ・平成26年の復興特区法（平成23年法律第122号）改正により、復興整備事業について、事業認定手続の迅速化（3→2か月）、裁決申請書に係る添付書類の省略、明渡裁決に要する努力期間の設定（6か月）、緊急使用の期間延長を措置（6か月→1年）。あわせて、一団地の住宅施設の整備における収用対象要件を拡大（50戸→5戸以上）。
- ・事業認定手続期間の短縮42件中約97%、明渡裁決期間の実施49件中約70%達成。

(4) 用地取得事務

- ・復興交付金により、司法書士、補償コンサルタント、土地家屋調査士等への外注に要する経費を支援（防災集団移転促進事業実施27市町村のうち、24市町村で外部委託実施。）。
- ・日本司法書士連合会協力の下、司法書士を復興庁で採用し、被災市町村に駐在（16名）。

(5) 防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化

- ・ 集団移転促進事業において、用地取得が困難な土地がある場合、柔軟に取得用地を変更できるよう、事業計画に係る国土交通大臣の同意を要しない軽微な変更の対象を拡大(333地区中317地区において実施(H28.3末時点))。

(6) 用地加速化支援隊による市町村支援

- ・ 平成26年2月1日に関係省庁の職員約30名で用地加速化支援隊を発足。支援件数等。
- ・ これまでに25市町村に対し235回訪問し、実務支援を実施。

(7) 評価・課題

- ・ 用地取得加速化パッケージの活用により、防災集団移転促進事業の用地取得率が公表前(H25.9末)49%に対し、公表後(H27.4末)96%に上昇。
- ・ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)制定や土地基本法(平成元年法律第84号)、民法(明治29年法律第89号)等改正の法整備。
- ・ 今後の課題として、地籍調査の円滑化・迅速化、令和3年不動産登記法の一部改正による相続登記の申請義務化及び住所等変更登記の申請義務化に伴う整備の推進、用地専門職員としての継続的な確保等。

3. 埋蔵文化財発掘調査**(1) 埋蔵文化財発掘調査の弾力化**

- ・ 加速化措置第一弾(平成25年3月)において、発掘調査が必要な範囲の限定等の弾力化、発掘調査体制の充実、復興交付金による調査費用の確保等を措置。
- ・ 主な事例として、防災集団移転促進事業に伴う発掘調査(山田町で13か月短縮)、津波被災者のための住宅造成に伴う発掘調査(南相馬市で2か月短縮)等。
- ・ 発掘調査と派遣職員数のデータ等。

(2) 評価・課題

- ・ 発掘作業員の確保には、被災により職を失った者の活用が可能。
- ・ 可能な限り、発掘調査から報告書作成まで一連の派遣職員体制が望ましい等。

4. 復興まちづくりを行う被災自治体への支援**(1) 被災自治体への職員派遣**

- ・ 被災市町村からの要望をとりまとめ、全国の市区町村に職員派遣等を要請。
- ・ 被災地方公共団体の任期付職員の採用等の支援、市区町村職員退職者に関する情報提供、民間企業等への人的支援の要請等を実施。
- ・ 被災地方公共団体にとって経験が少ない都市計画手続等の対応を可能とした。

(2) 都市再生機構(UR)の活用

- ・ URは26の被災地方公共団体と協定等を締結し、委託又は要請を受けて、復興市街地整備事業29地区1,527ha、災害公営住宅の整備5,932戸を実施(令和4年11月1日現在)。
- ・ 事業量がピークを迎えた平成28年度には、最大460名の現地支援体制を確保。URは、計画策定から工事監理まで受託することで、全体の一体管理等を行った。

(3) CM方式を活用した復興まちづくり

- ・ 地元調整による計画変更や物価高騰等の不確定要素に柔軟に対応し、契約・支払いの透明

性を確保しつつ、大幅な工期短縮や遅延リスク回避を図るため、URが復興CM方式を制度設計し、導入。

- ・東日本大震災の復興においては、URが事業委託した12市町19地区で復興CM方式を活用。

(4) 評価・課題

- ・他の地方公共団体からの派遣職員の任期は概ね半年から1年であり、業務に慣れた頃に帰任してしまうことが多く、派遣期間について配慮が必要。
- ・URは、被災自治体に職員を派遣し、復興計画の策定、行政内部の横断的調整や意思決定支援を行うだけでなく、事業を受託し、被災者の早期の生活再建に寄与した。

5. 施工体制の確保

(1) 技術者・技能者の確保

- ・東北地方整備局や東北農政局等の国の機関、県及び市町村は、建設業者が発注見通しの全容を把握できるよう、平成25年11月から各機関の発注見通しを統合して地区毎に公表。
- ・被災地と被災地以外の建設企業が共同する復興JV制度を導入。
- ・1名の主任技術者による2以上の工事現場の管理（兼任要件の緩和）を実施等。
- ・これらの取組により、発注ロットの大規模化による効率的な工事発注に寄与したほか、不足する技術者の効率的な配置が可能となった。

(2) 資材の確保

- ・発注者、建設業者、資材団体等で構成する情報連絡会を開催し（ピークの平成26年度には41回開催）、需給見通しを共有。
- ・公共による公共事業専用のプラントを設置し（岩手県内に2基、宮城県内に4基）、生コンクリートの供給能力を向上。
- ・建設資材を他地域から調達せざる得ない場合に工事の設計変更を可能とした等。
- ・これらの取組により、安定的な資材供給が可能となり、工事の加速化に寄与。

(3) 公共建築工事の施工確保

- ・学校や庁舎等の公共建築工事を確実・円滑に実施するため、実勢価格等を的確に反映した適正な予定価格を設定する積算手法（営繕積算方式等）を普及・促進。
- ・東北地方整備局に公共建築相談窓口を設置し、公共建築に関する技術的な相談対応。平成26、27年度には、それぞれ130件前後の相談実績。

(4) 適正な予定価格の設定等

- ・現場条件によって価格の乖離が生じやすい工種について、見積もり対象を拡大。
- ・資材調達不足等による「土工」及び「コンクリート工」における日当たり作業量の低下を確認したため、日当たり作業量を補正した復興歩掛を策定。
- ・資機材の不足により、間接工事費についても現場の実支出が増大したため、間接費の割り増しを行う復興係数を導入。
- ・被災3県における公営住宅の標準建設費を引き上げ。
- ・公共工事設計労務単価について、平成26年度から例年の4月改訂を前倒して実施。
- ・これらの取組により、建設業者が実勢に即した価格で受注し、適正な利益を確保すること

ができたため、建設業者の入札参加を促進し復興の進捗に寄与。

6. 住宅再建の加速化等

- ・住宅再建・復興まちづくりの加速化措置の取組として、上記のほかに、住宅再建の加速化、市街地中心部の再生、民間住宅の自立再建支援及び加速化措置の支援が行われた。

7. 隘路打開の総合対策

- ・これまでの加速化措置を充実・補完し総合化
- ・被災3県の災害公営住宅の標準建設費の引き上げ
- ・災害公営住宅の資材調達・人材のマッチングサポート
- ・防災集団移転促進事業の移転元地の活用事例集の作成

3節 被災者支援総合交付金

1. 制度創設の経緯

- ・東日本大震災においては、避難生活の長期化に伴う健康面や災害公営住宅での新たな生活の定着に向けたソフト面の課題への対応が必要。

(1) タスクフォース以前の取組

- ・被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援金を支給等。

(2) 被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース

- ・平成25年11月、復興大臣を座長として関係府省局長級で構成するタスクフォースを立ち上げ、仮設住宅入居者等の避難者に対する健康支援など各府省の既存施策を横断的に点検し今後の方向性を示す「被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ」を同年12月に策定（タスクフォースは平成27年1月まで5回開催）。

(3) 被災者の健康・生活支援に関する総合施策

- ・平成26年8月、避難生活の長期化や被災者の分散化等を踏まえ、復興のステージに応じて「心」「体」「絆（コミュニティ）」に係る多様な課題に対応していくことを理念として策定。
- ・見守り活動の強化などの主要課題について、「支援体制の充実」、「住居とコミュニティに関する課題への対応」、「心の復興」、「子どもに対する支援」、「情報基盤の共有」の5つの柱により施策をとりまとめ。

(4) 被災者支援（健康・生活支援）総合対策

- ・平成27年1月、支援体制の充実と心の復興（見守り活動を行う相談員の確保等、生きがいづくり）、住居とコミュニティ形成への支援、子どもに対する支援（教職員加配やスクールカウンセラー等の派遣等）をポイントとして、50の対策からなる総合対策を策定。

(5) 被災者健康・生活支援総合交付金

- ・平成27年度、被災者の健康・生活支援に関する基幹的事業を一括化して創設。
- ・被災地方公共団体が策定する1つの事業計画の下で、被災者の見守り・コミュニティ形成支援、被災した子どもに対する支援の取組を一体的に支援。
- ・一例として、生活支援相談員の配置、福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業等を実施。

(6) 被災者支援総合交付金

- ・平成28年度、被災者健康・生活支援総合交付金を拡充して創設。
- ・生活・住宅再建に関する相談対応への支援や「心の復興」事業の追加等。
- ・平成29年度には「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」を、令和元年度には「被災者の心のケア支援事業」を追加。

2. 事業概要

- ・支援メニュー（各地域の被災者支援の重要課題への対応支援、被災者の日常的な見守り・相談支援、仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営、被災地における健康支援、被災者の心のケア支援、子どもに対する支援）・予算額。各支援メニューの詳細は4章1節に掲載。

4節 「新しい東北」の創造

1. 経緯

- ・平成24年12月26日、第2次安倍内閣の基本方針において、「創造と可能性の地としての「新しい東北」を作り上げる」ことを提示。
- ・これを受けて、復興推進委員会において、平成25年6月に「新しい東北」の創造に向けた中間とりまとめ、5つの社会の目標像等を示し、先導モデル事業等の取組を開始。
- ・同年12月、被災地で活動する多様な主体間の情報共有等を図るため官民連携推進協議会が設立。同協議会の下に3つの分科会を設置。
- ・平成26年4月に復興推進委員会において、「新しい東北」の創造に向けて、先進的な取組の加速化や横展開等を提言。
- ・平成26年度からは、復興ビジネスコンテスト、平成27年度から専門家派遣集中支援事業や自治体版ハンズオン支援事業等を開始。
- ・復興・創生期間以降の「新しい東北」の取組については、先進的な取組の横展開や全国的な情報発信等の強化が課題とされ、平成28年度から復興・創生顕彰、平成29年度からは地域づくりハンズオン支援事業等を開始。

2. 「新しい東北」先導モデル事業

(1) 趣旨・事業概要

- ・「新しい東北」の実現に向けた先導的な取組を育て、横展開を進めて、東北、ひいては日本のモデルとしていくことを目的として、平成25～27年度にかけて実施。
- ・先導的な取組の立ち上がり段階における専門家派遣、合意形成、試行的取組や効果検証等のソフト面の取組に係る経費を包括的に支援。

(2) 実績

- ・各年度の予算額、執行額、応募及び選定件数、先導モデル事業フォローアップ調査等。

3. 「新しい東北」官民連携推進協議会

(1) 概要

- ・被災地で活動する多様な主体の連携を推進するため、復興大臣の呼びかけの下、経済界・金融機関・大学・NPO等のトップを发起人として、平成25年12月に設立。

(2) 実績

- ・会員数の推移、交流会の開催実績等。

(3) 連携支援制度・連携セミナー制度

- ・平成27年、協議会の会員が他団体と連携し、新たな取り組みを実施することを支援する制度として連携推進制度を創設。平成28年5月には、連携セミナー制度を創設。

4. 復興金融ネットワーク

(1) 目的・経緯

- ・被災地での新たな資金供給の創出を目指すとともに、民主導の本格的な復興への橋渡しを目的として、平成26年7月、官民連携推進協議会の下に設置。

(2) 「新しい東北」復興ビジネスコンテスト

- ・被災地における地域産業の復興に資する事業等に資金供給を呼び込み、被災地内外に周知することを目的として、平成26年度から開催。
- ・選定件数等の実績。

5. 地域づくりネットワーク

(1) 目的・経緯

- ・「新しい東北」の横展開等を通じて、各地域の課題に応じた新しい挑戦を推進するため、平成27年2月、官民連携推進協議会の下に設立。

(2) 自治体版ハンズオン支援事業

- ・地域課題の解決に向けて新たな取組を行う自治体を対象として、平成27・28年度にかけて、計19自治体にきめ細かな伴走型支援を実施。

(3) 地域自立支援事業

- ・地域課題の解決に向けた新たな取組に挑戦する被災地の民間団体・企業に対して、平成28年度に実施、22の事業を支援。

(4) 地域づくりハンズオン支援事業

- ・地域課題の解決に取り組む各種団体等に対して、地域内での協力体制の構築等に向けて、平成29年度からきめ細かな伴走型支援を実施。

(5) 組織活性化研修等

- ・平成27年度以降、自治体組織の活性化支援に関する取組として組織活性化研修を実施したほか、地域づくりハンズオン支援事業の支援対象団体の職員等を対象とした研修を実施。

6. 企業連携グループ

(1) 目的・経緯

- ・産業復興の中核を担う被災地域の民間企業による創造的な事業活動への挑戦を効果的に支援するため、平成27年4月、官民連携推進協議会の下に設置。

(2) 被災地域企業新事業ハンズオン支援事業

※ 第6章第1節5参照。

(3) 地域振興マッチング「結の場」

※ 第6章第1節5参照。

(4) 専門家派遣集中支援事業

※ 第6章第1節5参照。

(5) 販路開拓支援チーム

- ・被災地の水産加工業が抱える販路・人材の確保等に向けて、平成26年11月に立ち上げ。

7. その他の取組

(1) WORK FOR 東北

- ・被災自治体が民間の専門人材を必要とする場合、被災自治体のニーズと働く意欲のある民間人材をマッチングするため、平成25～27年度にかけて実施。
- ・計152名の派遣実績等。

(2) 住まいのこだわり設計事例集

- ・平成26年1月に公表。住まいの「こだわり」や「工夫」を持った災害公営住宅の設計事例が20地区、38事例取りまとめ。また、同年6月に13地区20事例を追加。

(3) 「新しい東北」官民共同PR事業

- ・「新しい東北」を始めとした東北の挑戦の成果を全国に情報発信し、復興支援の輪を拡大することを目的として平成27年度に実施。

(4) 「新しい東北」情報発信事業

- ・民間等と共同して「新しい東北」の魅力等を広く全国に発信する事業として平成28年度に実施。

(5) 情報発信ソリューション構築事業等

- ・「新しい東北」に係る取組の普及展開や自走化に向けて、情報発信力の強化や新たなパートナーづくり等のため、平成29年度から実施。
- ・平成30年度には Fw:東北 Weekly、平成31年度からは Fw:東北 Fan Meeting を実施。

(6) 復興・創生顕彰

- ・震災から5年が経過し、復興・創生期間に入ったことを機に、被災地で進む「新しい東北」の創造に向けた活動の普及展開を促進するため、平成28年度から実施。

8. 評価・課題

- ・令和3年3月、「新しい東北」官民連携推進協議会の運営する事業において行われたこれまでの取組で蓄積したノウハウ・好事例等を取りまとめ資料集を公表。

4章 被災者支援

1節 被災者支援

- ・恒久住宅への移転が進む一方、長期にわたる避難生活を余儀なくされる被災者もあり、被災者一人一人が直面する課題は多様化してきたことから、避難生活の長期化や仮設住宅から恒久住宅への移行等の状況に応じた切れ目のない支援を実施してきた。
- ・以降、1～6にて被災者支援総合交付金のメニューごとに、7にて同交付金以外の被災者支援の取組について記載。

1. 被災者支援の重要課題への対応

(1) 被災者の生活再建支援

- ・住宅・生活再建支援事業として、生活再建相談員の配置、応急仮設住宅等での訪問による相談支援・出張相談会等を実施。

(2) コミュニティ形成支援

- ・コミュニティ形成支援事業として、コミュニティ支援員の配置、自治会等の立ち上げ・活動等を実施。
- ・入居者によるワークショップや交流館を利用したサロン等を開催。

(3) 生きがいづくり（「心の復興」）

- ・「心の復興」事業として、被災者が生きがいをもって前向きに生活することを支援するほか、コミュニティ形成と一体となった被災者の心身のケア等の取組を促進。
- ・花を植える作業やキウイ栽培などを通じて町民同士の交流を深める活動を実施。

(4) 日常生活における困り事等への支援

- ・被災者生活支援事業として、高齢者等日常生活サポートを実施。
- ・被災者生活支援員の配置、応急仮設住宅等の入居者の相談への支援、日用品の買い物や通院・通学等の支援を実施。

(5) 支援者に対する支援

- ・被災者支援コーディネート事業として、被災者支援調整会議の開催、被災者支援の活動コーディネート及び人材確保を実施。

(6) 県外避難者に対する支援

- ・復興被災者支援員の配置、避難先での日常生活を支えるための見守り・相談支援、高速道路利用による家族の再会支援、避難者相互や地域住民との交流活動、県外避難者の帰還・生活再建に係る支援情報の提供等を実施。
- ・福島県では、県外避難者からの相談に対応する全国26か所の「生活再建支援拠点」において支援を実施。

2. 被災者の日常的な見守り・相談

- ・厚生労働省において、被災者見守り・相談支援事業として、社会福祉協議会等への相談員の配置、「被災者見守り・相談支援調整会議」などを実施。
- ・生活支援相談員は、ピーク時（平成29年3月）で790人、令和4年3月時点で304人。

3. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- ・厚生労働省において、仮設住宅サポート拠点運営事業として、仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅介護サービス等を包括的に提供する「サポート拠点」を設置・運営。

4. 被災地における健康支援

- ・厚生労働省において、被災地健康支援事業として、仮設住宅での生活の長期化に伴う健康懸念を背景に、仮設住宅における保健活動等を支援。

5. 被災者の心のケア

- ・厚生労働省において、被災者の心のケア支援事業として、被災3県に「心のケアセンター」を設置。保健師等専門職が相談支援、訪問支援等を実施。

6. 子どもに対する支援

(1) 被災した子どもの健康支援・心のケア

- ・厚生労働省において、被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業を実施。
- ・原子力災害被災地域向けに、子ども健やか訪問事業、遊具の設置や子育てイベントの開催、給食安心対策事業等を実施。
- ・被災3県向けに、親を亡くした子ども等への相談・援助事業を実施。

(2) 自然体験・交流活動支援

- ・文部科学省において、福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業を実施。
- ・令和2年度までに、小・中学校で1,907件、幼稚園・保育所で1,379件の体験活動等を支援。

(3) 子供の学びの支援

- ・文部科学省において、子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業を実施。
- ・平成29年度に被災者支援総合交付金のメニューとして追加されたもの。
- ・放課後や週末等の学習支援など、被災地のコミュニティ復興に資する活動を実施。

7. その他の被災者支援に関する取組

- ・日本赤十字社等に寄せられた義援金3,845億円の約99%を被災者に配布。
- ・災害が原因で死亡された方の遺族に対し、災害弔慰金20,583件を支給。法改正により支給対象を拡大。
- ・災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた205,634世帯に被災者生活再建支援金を支給。
- ・29,704件（約525億円）の災害援護資金の貸付を行った。
- ・法テラス震災特例法に基づき、対象者の資力に関わらず、無料法律相談や訴訟代理・書類作成等に係る援助を行った。岩手2か所、宮城3か所、福島2か所に被災地出張所を設置し、9年間で震災法律相談援助456,754件などを行い、令和3年3月に法テラス震災特例法は失効した。
- ・男女共同参画の視点からの復興に係る好事例集（115事例）を公表。シンポジウムや研修等を通じて普及・浸透を図った。

- ・原発事故による警戒区域等からの避難者の生活再建に向けた一時帰宅等の移動支援として、高速道路料金無料措置を実施。

2節 医療・介護・福祉

- ・東日本大震災からの復興に向け、医療・介護サービス等の提供体制の確保のための各種取組を実施しているほか、医療・介護保険等の保険料・窓口負担の減免措置を行ってきた。

1. 医療・介護サービス等の提供体制の確保

(1) 医療サービス等

- ・被災地域における地域医療の再生支援として、地域医療再生基金により①再開・新設する医療機関に対する施設・設備整備、運営の支援、②避難先地域等の医療提供体制の支援、③医療従事者の確保支援等の取組を行った。平成27年6月までに、被災した298の医療施設は100パーセント復旧（福島県の避難指示区域等を除く）。
- ・被災自治体における保健師確保等の取組として、平成26年、復興庁・厚生労働省連名にて関係団体及び全国自治体宛てに被災地への健康支援への協力依頼を发出。
- ・被災した保健所、火葬場、精神病院等の保健衛生施設等の復旧を支援（保健衛生施設等災害復旧費補助金）。

(2) 介護・福祉サービス

- ・福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、就労希望者等に対する研修受講費等の支援を実施。令和3年度末までの貸付決定件数は184件。
- ・長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業として、介護施設等に対する運営支援を実施。令和3年度までに128箇所を支援。
- ・避難指示・解除区域市町村等における帰還者（高齢者等）の生活支援等のための「サポート拠点」への財政支援を実施。
- ・被災した介護施設等の施設復旧を支援し、令和3年度までに再建意向があった512施設中501施設の復旧が完了。
- ・被災した障害者施設等の施設復旧支援を実施し、301施設の復旧を令和3年3月までに完了。また、被災した障害者施設等の事業復旧に係る施設整備を実施（車両、事務用品の購入など）。
- ・被災障害福祉サービス復興支援拠点を設置（障害福祉サービス事業再開支援）。
- ・被災した児童福祉施設等（児童養護施設、児童相談所、保育所等）の施設復旧支援を実施し、交付申請のあった660施設の復旧を令和4年3月までに復旧完了した。また、同施設等の事業復旧に係る設備整備を実施（車両、事務用品の購入費など）。

2. 医療・介護保険等の保険料・窓口負担の減免措置

- ・国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・障害福祉サービス等の特別措置（窓口負担・保険料の減免）を実施。令和4年度も帰還困難区域の住民等に対し一部継続中。
- ・被用者保険の特別措置（窓口負担の免除・保険料の減免）を実施。保険料免除は震災後1年間で終了したが、窓口負担免除については、令和4年度も帰還困難区域の住民等に対し一部継続中。

3節 教育・文化等

1. 学校の復旧・復興

(1) 学校の復旧

- ・学校施設や社会教育施設、文化財などの物的被害は全国で1万2千件以上発生。令和2年度末時点で、福島県の避難指示区域所在の学校施設等を除き、おおむね復旧を完了。
- ・平成23年4月、被災児童生徒等のニーズと提供可能な支援を相互に一覧できるポータルサイトを開設し、被災地からの支援要請と全国からの支援提供をマッチングするシステムとして活用。
- ・被災児童生徒への教科書給与等の支援を可能な限り速やかに行うよう各教育委員会に要請。また、転校の際に必要な教科書給与証明書がなくても対応可能とするなど、弾力的な運用を実施。さらに、平成23年度使用教科書については、供給の準備をしていた教科書が多数滅失・毀損したため、関係団体に対して増刷等により必要数を補充することを要請し、学校再開に合わせて供給を実施。
- ・スクールバス等の購入費に対する支援を実施。
- ・平成23年度以降毎年度、被災地からの要望に応じ、必要な教員の加配措置を実施。
- ・被災した子どもの心のケアを行うため、被災した地方公共団体等が学校などにスクールカウンセラー等を派遣する「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を実施。

(2) 災害後の学校運営・教育等

- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」及び「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の作成、学校安全資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」の改定を実施。また、「学校安全ポータルサイト『文部科学省×学校安全』」を立ち上げ、都道府県等の取組の紹介や、東日本大震災当時小・中・高校生であった方々の被災経験を語る動画教材を配信。さらに、「第3次学校安全の推進に関する計画」においても防災を含む安全教育に係る記述を充実させており、これらを踏まえ、引き続き東日本大震災の教訓を生かした学校防災に関する取組を推進。
- ・水産業の復興支援を目的とした東北マリンサイエンス拠点を形成。また、被災地住民の健康向上や次世代医療の創成のための研究開発を目的とした東北メディカル・メガバンク計画を実施。
- ・「福島県双葉郡教育復興ビジョン」により、双葉郡内8町村の小中高特別支援学校が、地域課題を題材にした探求学習「ふるさと創造学」を実施。また、福島県立ふたば未来学園高等学校及び同中学校が開校。未来創造型教育を展開し、特色ある教育活動を実施。
- ・東日本大震災発生当日、国公私立の全大学病院に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請。最大時57大学346名が被災地で医療活動に従事。

2. 子どもへの就学・学習支援

- ・経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等の就学支援等を実施するため、全額国庫補助の交付金事業として「被災児童生徒就学支援等事業」を実施。小・中学生に対する学用品費や通学費、修学旅行費、学校給食費等の援助、高校生に対する奨学金貸与など必要な費用を支援。

- ・被災した世帯の学生等に対し、授業料等減免措置とともに、日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を実施。

3. 文化

- ・「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）」により、地域の歴史と文化に関わる資料を救出・保全。
- ・「被災ミュージアム再興事業」により、文化財等の修理を実施するとともに、「文化財ドクター派遣事業」により、不動産の文化財建造物の復旧に向けた技術的支援等を実施。
- ・東北太平洋沿岸部の方言の存続が危機的状況にあることが明らかになったことから、被災地における方言の活性化支援を実施。

5章 住まいとまちの復興

1節 まちづくり

1. 復興まちづくり計画の検討等

(1) 国土交通省による被災津波市街地復興手法検討調査

・津波被災市街地の復興に向けた地方公共団体の取組を支援するため、以下の調査の成果を地元自治体に提供するとともに、ガイドライン等として提示することにより被災自治体の復興計画に役立てていただくことを目的として実施。

- ① 「太平洋岸の津波浸水被害を受けた全ての地域を対象とした客観的・統一的・即地的な被災現況等の調査・分析」
- ② 「被災自治体の特性や地元の意向等に応じて想定される復興計画案の作成に資する復興パターンの検討・分析」
- ③ 「必要となる復興手法や共通の政策課題への対応方策等の検討」

(2) 建築基準法等に基づく建築制限等

・被災地域における市街地の計画的な整備の支障となるような建築を防止するため、建築基準法第84条に基づき、宮城県及び石巻市が2011年4月8日に建築制限区域等を指定し、建築物の建築の制限を同年5月11日まで実施。

・災害の発生した日から6ヶ月（延長の場合、最長で8ヶ月）まで建築を制限・禁止することが出来ることとし、宮城県及び石巻市が当該制度を活用（東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律(2011年4月29日成立・施行)）。

(3) 復興まちづくり計画の策定等

・東日本大震災の復興においては、復興市街地の計画規模は、基本的に被災者の住宅再建に対する意向調査を踏まえた計画人口に基づき、各自治体においてその規模を決定。

・復興においては、市街地の復興事業のみならず、防潮堤の整備をはじめとした様々なインフラ整備が、それぞれの計画のもと、同時並行的に実施。

・これらの検討においては、発生頻度の高い津波（L1津波）と最大クラスの津波（L2津波）という、それぞれの災害リスクに対して、これらによる被害をどこまで是認し、あるいは計画の前提とするかについて、住民や被災市町村によって考え方も異なる中、合意形成に時間をかけながら計画策定を推進。

(4) 復興事業の進め方

・復興まちづくり計画に基づく復興事業として以下を実施。

- ① 「地区別の土地利用方針（復興パターン）」における検討
 - 1) 現地再建
 - 2) 嵩上再建
 - 3) 新市街地整備
 - 4) 嵩上再建+高台移転
- ② 「基盤整備方針（事業手法の活用方針）」
- ③ 事業後の「市街地の活用と維持管理」

2. 市街地復興事業

(1) 市街地復興事業の全体像

- ・国土交通省都市局所管の市街地復興事業に関して、各事業の特性を活かしつつ活用。
 - ① 被災地からの高台移転については「防災集団移転促進事業」
 - ② 被災した現地での面的な復興（嵩上も含む）については「土地区画整理事業」
 - ③ 拠点機能の全面買収方式による早期整備については「津波復興拠点整備事業」

(2) 防災集団移転促進事業

- ・東日本大震災により被災した地域（東日本大震災復興特別区域法に規定する復興整備計画又は復興既往付近事業計画の区域）において、住民の居住に適當でない認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、地方公共団体に対し事業の実施に要する経費に係る交付金を交付し、防災のための集団移転を実施。
- ・事業地区数は 324 地区。

(3) 土地区画整理事業

- ・被災した市街地の復興を図るため、公共施設と宅地を計画的かつ一体的に整備することのできる事業。
- ・市町村における復興の方針において、原位置での復興を基本としている地区や、移転の受け皿となる市街地を整備する際に適用。
- ・事業地区数は 65 地区。

(4) 津波復興拠点整備事業

- ・東日本大震災における津波により被災した地域の復興を先導する拠点とし、住宅・公益施設・業務施設等の機能を集約させた津波に対して安全な市街地を緊急に整備するため、津波防災地域づくりに関する法律第 17 条に規定された「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として都市計画決定された都市施設を整備する事業。
- ・事業地区数は 24 地区。

3. 事業実施に当たって発生した課題・対応等

(1) 課題・対応

- ・市街地復興事業は復興・創生期間内で完成するとともに、全体として見れば、多くの地区で土地活用が図られているなど、東日本大震災からの復興に一定の役割を果たしてきた。
- ・人口減少や過疎化などの社会課題は長期的な時間をかけて発生するものだが、東日本大震災はこれらの社会トレンドを即座に顕在化させたため、人口減少等に対応した復興計画の策定が求められた。
- ・まちのにぎわいの再生に向け、住宅再建などのために造成した土地や防災集団移転促進事業の移転元地等を、復興まちづくりのために有効に活用することが重要。

(2) 復興事前準備

- ・復興まちづくりに関する教訓の一つとして、平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておく「復興事前準備」が挙げられる。

- ・被災後は早期の復興まちづくりが求められるが、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めておくことが重要。

2 節 住宅

1. 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅に係る法制度

- ・当時の制度概要・入居要件・費用・規模・期限。

(2) 応急仮設住宅の供給概要

- ・建設型約5万3000戸を整備、賃貸型約6万8000戸を供給。公営住宅等の活用も含め最大32万人が入居。（地域別・タイプ別の内訳・単価等）

(3) 建設型応急住宅

- ・建設に当たって、必要戸数の調査や住宅団体等への要請を実施。安全な用地の確保・建設業者の確保・高齢化や生活利便性への配慮等の課題に対応し、用地の情報提供、職員派遣、地元業者の活用、救助基準の柔軟な運用（各種通知）等を実施。
- ・コミュニティ単位や要配慮世帯の入居優先、赤十字による家電支援等の入居支援を実施。
- ・供与後の、断熱等の居住環境の改善の追加工事等や、空き家の有効活用等を実施（各種通知）。

(4) 賃貸型応急住宅

- ・迅速かつ大量の住戸確保のため、賃貸型を大規模に活用。マッチング方式や、被災者自らが契約した住戸を認める、被災地域外の住宅供与等を実施。
- ・膨大な契約事務に係る課題、行政の目が届きづらい等賃貸入居者の特有の課題などが顕在化。

(5) 応急仮設住宅の集約・解消

- ・解消の必要性。戸数減少の推移、期限延長・供与終了の経緯。（岩手県・宮城県は令和3年3月をもって供与終了。その後は福島県の被災者のみ供与中）
- ・建設型の解消に係る対応（空き家増加・集約化、再利用等）、退去に向けた取組等。

(6) 応急修理制度

- ・当時の制度概要・適用実績（約9万世帯が活用）。

2. 災害公営住宅

(1) 概要

- ・災害公営住宅は、一定規模の災害が発生した場合に、災害により住宅を失った被災者に賃貸するため地方公共団体が供給する公営住宅。
- ・東日本大震災の被災地においては、東日本大震災復興交付金等により、他の災害により災害公営住宅を整備する場合よりも補助率を引き上げ、用地取得造成費を補助対象とするとともに、入居者資格についても特例を設けた。
- ・災害公営住宅は約3万戸整備

(2) 復興初期の課題と取組

- ・津波被害への対策として、高台移転等を伴う復興計画が多いことが特徴。
- ・復興初期段階においては、新しいまちづくりの計画策定や用地確保に加え、技術職員が少ない、あるいは公営住宅の整備実績の少ない被災自治体が多かった。

- ・国が直轄で住宅整備に係る基本コンセプトや標準設計の策定等を行い、その効果を被災自治体に広く提供するための調査検討を実施。

(3) 災害公営住宅の整備主体

- ・東日本大震災における被災自治体は以下の手法で災害公営住宅を整備。
 - ① 被災自治体による直接建設
 - ② 県による建設代行
 - ③ 民間事業者からの買取り又は借上げ
 - ④ 独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）への建設要請
- ・被災3県においては、市町村と分担して災害公営住宅を供給。

(4) 復興加速化に向けた課題と取組

- ・災害公営住宅の建設工事が本格化する中で、2013年度の半ばには建設資材・人材等の逼迫や資材単価・労務単価の上昇という課題が新たに浮上し、関係者による情報連絡会等が行われた。
- ・災害公営住宅の工事を確実・円滑に実施するため、実勢に応じた補助上限額の設定など、災害公営住宅工事確実実施プログラムをとりまとめ。

(5) 特色ある災害公営住宅の整備

- ・東日本大震災においては津波被害が広域かつ甚大であり、まちの構造が大きく変化する地域もあったため、従来とは異なった形の新たな住まいやコミュニティが形成されることを踏まえ、地域や街の魅力を引き出したり、将来を見据え地域の課題を解決する「こだわり（工夫）」を持った住宅が整備された。

(6) 災害公営住宅の維持管理

- ・東日本大震災の災害公営住宅について、維持管理をいかに効率的に行うかが課題。
- ・管理業務の外部委託・効率化、空き住戸の利活用、既存公営住宅も含めた全体的な長寿命化計画策定、災害公営住宅の払い下げなどを実施。

3. 災害復興住宅融資

(1) 概要

- ・災害復興住宅融資の制度拡充を行い、東日本大震災の被災者に対し、住宅金融支援機構が迅速かつ円滑に低金利で融資することにより、被災者の住宅等の自力再建を支援。

(2) 制度の拡充内容

- ・東日本大震災の被災者を対象とした金利の引下げ（当初5年間はゼロ、6年目から10年目も一定程度引下げ）。
- ・住宅金融支援機構から融資を受けた住宅が被災した者を対象とした、返済の猶予や返済期間の延長の実施。

(3) 実績

- ・累計の融資実行件数は、17,951件（令和3年度時点）

4. 事業実施に当たって発生した課題・対応

(1) 応急仮設住宅

- ・建設型に係る教訓と対応は『応急仮設住宅建設必携（中間とりまとめ）』に、賃貸型に係る教訓と対応は『災害時における民間賃貸住宅の活用について』（手引き）に反映。
- ・平時から用地の候補地リスト、不動産業者と市町村の間でのルールの特明確化等の備えが重要。居住環境等については、当時の運用も参考に、救助として認められる範囲が現在は拡大。（こうした教訓を踏まえ、現在までに改善されている制度・運用やその事例等）

（2）災害公営住宅

- ・県や独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）が被災自治体からの要請に基づき、建設を行い当該自治体に譲渡するなどの支援を実施。
- ・従来とは異なった形の新たな住まいやコミュニティが形成されることを踏まえ、工夫された公営住宅が整備。
- ・維持管理をいかに効率的に行うかが課題となり、管理業務の外部委託・効率化、空き住戸の利活用等の取組を実施。

3節 下水道、水道施設、公園・緑地

1. 下水道

(1) 下水道の被害と復旧

- ・被災した下水処理場 129 箇所について、汚水の発生がない 2 箇所及び避難指示区域等内に位置する 3 箇所を除く全ての被災処理場で、平成 28 年 4 月に通常レベルの処理まで復旧。
- ・被災した下水管の延長は 1009km（テレビカメラ調査ベース）であり、令和 3 年 3 月 31 日現在、984km が本復旧を完了。

(2) まちづくりに資する下水道整備

- ・高台移転等の復興まちづくり事業として実施される土地区画整理事業等の区域においては、この事業の進捗にあわせ、下水を適切に処理するために下水管渠等を整備。

(3) 地盤沈下に伴う浸水対策

- ・東日本大震災の影響で、地盤沈下が発生。
- ・地盤沈下の影響で生じた浸水被害を軽減するため、雨水排水のためのポンプ施設や貯留管等の整備を実施し、安全・安心なまちづくりを進めている。

2. 水道施設

- ・東日本大震災で被災した水道施設の復旧に必要な経費について、財政支援を実施。
- ・令和 4 年 3 月時点で、復旧が予定されている 230 事業すべてに着工、216 事業が完了。
- ・従来の「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」とは別に、「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助交付金要綱」を制定し、補助率のかさ上げ等の特例措置を実施。
- ・被災自治体の復興計画が策定中で復旧方法が確定できない場合、被災した水道施設を原形復旧するものとして災害査定を実施（特例査定）し、事業エリアの復興計画が決定し、復旧方法が確定した時点で再度協議し、事業を実施。上記 230 事業中 46 事業が、特例査定により実施。

3. 公園・緑地

(1) 都市公園の被害と復旧

- ・1 都 1 道 12 県の都市公園において被害が報告され、復旧工事を実施。
- ・公園・緑地は、沿岸部の樹林地による一定規模の津波に対する緩衝や、漂流物を捕捉したりする事例とともに、発災直後における避難路・避難地としての活用。応急・復旧段階における自衛隊、警察、消防等の集結拠点や救援物資の配送拠点や避難所として活用。

(2) 東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針

- ・平成 24 年 3 月に「東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針」を公表。

(3) 津波防災緑地等の整備

- ・被災地の復興において津波災害に強い地域づくりを推進するため、地方公共団体が実施する津波被害を軽減する機能を有する都市公園（津波防災緑地）や災害時に避難地や活動拠点となる公園（防災公園）の整備等について支援。

(4) 国営追悼・祈念施設の整備

- ・東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、地方公共団体との連携のもと、岩手県陸前高田市、宮城県石巻市及び福島県浪江町において地方公共団体が設置する復興祈念公園の中に、国が中核的施設となる丘や広場等を整備。岩手県、宮城県については令和3年3月完成済、福島県については令和7年度末完成予定。

4 節 宅地滑動崩落対策等

1. 宅地滑動崩落対策

- ・東日本大震災では多数の宅地が広域に被災。盛土全体の崩壊・変形の防止に加えて、原則として、盛土全体の崩壊・変形に起因する盛土表層の変形・切盛り境界等の不同沈下・擁壁変形も含めて対策する「面的に行なう滑動崩落防止対策工」の重要性があらためて浮き彫りとなった。
- ・地盤の滑動崩落等により被害を受けた造成宅地において、再度災害を防止するために滑動崩落防止の緊急対策工事を実施。
- ・設置した滑動崩落対策施設の維持管理の考え方等、事業の実施にあたってのノウハウの共有が不足していたため、宅地耐震対策工法選定ガイドライン、宅地耐震対策工法選定ガイドラインの解説を策定。
- ・岩手県（1地区）、宮城県（167地区）、福島県（17地区）、茨城県（7地区）、栃木県（3地区）において事業を実施。令和2年末をもって計画された全ての地区で対策工事が完了。

2. 液状化

- ・東日本大震災では東北から関東にかけて非常に広い範囲で液状化が発生。太平洋沿岸では津波のために液状化の痕跡が分からなくなり、液状化が発生したか否か判断できない地区も多いが、東京湾岸を始め、茨城県などの太平洋沿岸の多くの地区においては海岸の埋立地の液状化が、利根川沿いなどの平野部では、川、池などの埋立地の液状化がそれぞれ多く発生。
- ・東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を受けた地域において、再度災害の発生を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を実施。
- ・既成市街地における液状化対策について技術的知見の蓄積がないこと、地盤の特性により液状化の発生要因が異なるため、対策工法の選定にあたり、地盤の調査・解析や実証実験が必要であり、有識者の検討委員会による助言が必要となったことから、宅地の液状化被害可能性判定に係る技術指針、市街地液状化対策推進ガイダンスを策定。
- ・茨城県（5地区）、千葉県（4地区）、埼玉県（1地区）において事業を実施。令和2年末をもって計画された全ての地区で対策工事が完了。

5 節 道路

1. 被害の概要

- ・道路損壊箇所は 4,198 箇所。
- ・道路が寸断された結果、約 1 万 6,000 人が孤立。

2. 応急復旧

- ・東北地方整備局が社団法人日本土木工業協会等と締結していた協定に基づき、地元の建設会社、陸上自衛隊、警察等と連携し、「道路啓開」を震災翌日から実施。
- ・崩落箇所の応急復旧を本復旧も見据えた形で行い、発災後 1 週間弱で「くしの歯作戦」により救援道路を確保。
- ・平時から災害協定締結による地元建設会社との連携推進等を行ってきたことにより、迅速な応急復旧が可能となった。

3. 復旧・復興

(1) 国による道路事業

1) 復旧工事

- ・道路啓開が進んだ箇所より応急復旧を開始し、震災後 1 週間で約 7 割の復旧が終了。
- ・震災後約 1 箇月までに迂回路を含め、全 42 区間（原発規制区域を除く）の通行を確保。

2) 復興道路・復興支援道路

- ・三陸沿岸道路（三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道）が「復興道路」として、宮古盛岡横断道路（宮古～盛岡）、東北横断自動車道釜石秋田線（釜石～花巻）、東北中央自動車道（相馬～福島）が「復興支援道路」として、新たに事業化。
- ・令和 3 年 12 月 18 日の三陸沿岸道路の全線開通をもって、復興道路・復興支援道路が全線開通。
- ・全ての関係者に対する事業進捗の合意形成と関係機関の一体的な連携が、諸課題の解決に必要不可欠であることから被災 3 県で知事、関係市町村長、地元経済界代表等による復興道路会議を設置。
- ・発災から 10 年のうちに必要な機能を備えた道路を完成するため、6 つの設計コンセプトを策定（強靱性の確保、低コストの実現、復興まちづくりの支援、IC 等の弾力的配置、避難機能の強化、ICT による通行可能性把握）
- ・膨大な業務を効率的に実施し事業期間を短縮するため、事業促進 PPP チームを導入し、これまで発注者が行ってきた協議・調整等の施工前の業務を、民間技術者と一体となって実施。民間技術者チームは「事業管理」、「調査・設計」、「用地」、「施工」等のエキスパートで構成し、それぞれ連携しながら、全体の最適な進め方を検討・実施。
- ・復興道路全体の整備効果として、都市間連絡時間の短縮、沿道開発の進展、物流の効率化等が発現。また、陸前高田市や気仙沼市等において、人口減少や被災元地利活用等の地域課題を解決するため、道路を活用したまちづくりにより、さらなる街の活性化を推進した事例あり。

(2) 県による道路事業（岩手県・宮城県・福島県）

1) 岩手県

・県による事業として以下を中心に道路整備を実施。

- ① 復興支援道路
- ② 復興関連道路
- ③ まちづくり連携道路整備事業

2) 宮城県

・県による事業として以下を中心に道路整備を実施。

- ① 防災道路ネットワークの構築
- ② 復興まちづくりを支援する道路整備

3) 福島県

・県による事業として以下を中心に道路整備を実施

- ① ふくしま復興再生道路
- ② 津波被災地の復興まちづくりと一体となった道路整備
- ③ 復興シンボル軸の整備

4. 事業実施に当たって発生した課題・対応等

(1) 事業実施に当たって発生した課題・対応

1) 迅速な応急復旧

・緊急時の働き手確保 →地元建設会社との連携

2) 早期事業完了に向けた対応

・復興道路・復興支援道路の計画、加速化 →設計の工夫
・迅速な工事発注 →施工体制の強化、資材不足対応、積算体系の見直し

(2) 教訓・ノウハウ

1) 初動期

・平時より関連団体との災害時の協力体制を構築。
・災害時にも通行可能なルート構築
・災害時に物資等が集積できる拠点整備
・本復旧を見据えながら、応急復旧を実施。

2) 復旧・復興期

・ルート設定の際に浸水想定区域を回避する等、災害時でも道路が寸断されることがないよう計画・設計段階で留意。
・道路整備が生活利便性や産業振興、観光振興に資するよう、復興まちづくり計画と連携したルート選定やICの配置を検討。

6 節 海岸・河川

1. 被害の概要

(1) 海岸における被害の概要

- ・東北地方のほぼ全ての海岸堤防において津波が越流し、内陸への浸水被害が発生。
- ・海岸保全施設については、岩手・宮城・福島各県では 515 地区海岸のうち 426 地区海岸、青森・茨城・千葉各県では 468 地区海岸のうち 43 地区海岸が被災。

(2) 河川における被害の概要

- ・北上川や利根川等の国直轄管理河川 8 水系 2,115 箇所、堤防の法すべりや沈下等の損傷が発生。また、県・市町村管理河川では、1,360 箇所の損傷が発生。
- ・河川堤防の損壊等に加え、地盤の沈下、排水機場の損壊、がれきによる排水路の閉塞等も発生したことから、河川水や海水の逆流浸入が起り、湛水が広範囲に長期間継続（湛水面積約 170km²、湛水量約 1 億 1,200 万 m³）。

2. 応急復旧

(1) 海岸における応急復旧

- ・高潮への対応として、地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後に控えている箇所を優先して、梅雨期までに、大潮や満潮時でも冠水しないよう土のう積み等の対策を実施。
- ・台風期までに、それら対策の補強を実施することなどにより、約 50km の海岸で高潮等による二次被害の防止の取組を実施。

(2) 河川における応急復旧

- ・全国から排水ポンプ車約 120 台を集結し、さらに照明車などの災害対策車両も集結して排水を実施。以後、本格的な出水期に備え、大雨による浸水や大潮による冠水への対策として、引き続き排水ポンプ車を宮城県沿岸域に配備。
- ・被災の大きかった河川堤防 29 カ所について、堤防盛土やブロック張等による緊急復旧工事を実施。地震による地盤沈下や護岸被災等が発生した箇所については、大型土のうによる応急措置や施設の嵩上げ、L 型擁壁の設置等を実施。堤防に亀裂が発生した箇所については、亀裂の補修やブルーシートによる堤防保護等を実施。

3. 復旧・復興

(1) 東日本大震災を踏まえた整備方針

(海岸)

- ・東日本大震災では設計対象の津波高をはるかに超える津波が襲来し、背後地に甚大な被害をもたらしたことを踏まえ、今後、最大クラス（L2）の津波に対しては、ハード整備とソフト対策を組み合わせた多重防御により被害を最小化。また、比較的発生頻度の高い（L1）津波に対しては、海岸堤防の整備により防御。
- ・海岸堤防等の整備にあたっては、津波が天端を越流した場合であっても、施設の破壊や倒壊に至る可能性を軽減すること等を目指した「粘り強い構造」の考え方を適用。
- ・水門や陸閘の操作については、津波襲来時に多くの人々が犠牲になったことから、施設の統廃合、常時閉鎖、自動化・遠隔操作化等を推進。

(河川)

- ・河口部堤防の復旧に向けては、海岸堤防との整合を図り、洪水、高潮、津波の3外力に対応する堤防高を設定。施設の破壊や倒壊に至る可能性を軽減すること等を目指した「粘り強い構造」や水門・陸閘の遠隔操作化や自動化を推進。
- ・震災復興のまちづくりにあたっては、堤防背後の事業と連携のもと、親水空間としての魅力の向上、賑わいのある水辺の創出、景観への配慮。

(2) 海岸事業

- ・被災6県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県）において、621箇所にて事業を計画。令和4年3月末までに95%の590箇所にて事業が完了。
- ・津波浸水回避、津波高・遡上高の低減、津波越波時間の遅延等の事業効果。

(3) 河川事業

- ・国直轄河川堤防の復旧・復興延長計画は48km。令和3年3月末までに100%の事業が完了。
- ・堤防高の上昇等により、津波による浸水面積が大幅に軽減。

4. 事業実施に当たって発生した課題・対応等

(1) 事業実施に当たって発生した課題・対応

(海岸)

- ・まちから海への眺望確保や観光産業への配慮、景観や自然環境への配慮等として、堤防位置のセットバック（宮城県気仙沼市）、堤防高の低減とリスク対策としての住宅の高台移転（岩手県大槌町）等を実施。

(河川)

- ・復旧・復興事業の早期完成に向けて、「東日本大震災河川復旧整備促進本部」を設置し、各河口部でユニットを組織。
- ・効率的な事業執行や工事の適正な履行及び品質確保のため、プロジェクトマネジメント（PM）やコンストラクションマネジメント（CM）を実施。

(2) 教訓・ノウハウ

(海岸)

- ・津波被害を受ける前から、海岸保全施設と市街地の復興方策を一体的にイメージしておくことが有効。
- ・多重防御の思想を津波防災教育や防災・避難訓練等によって確実に次世代に継承していくことが必要。

(河川)

- ・応急復旧に備えた資機材の確保や、速やかな工事契約による迅速な事業の実施が重要。

7 節 空港

1. 被害の概要

(1) 被害の概要

- ・仙台、花巻、福島、茨城の4空港が被災。
- ・仙台空港は、津波の浸入により、土砂や車両などが滑走路上に漂着するとともに、空港用電気施設、航空保安無線施設等の水没被害が生じ、空港の機能が停止。

(2) 仙台空港における避難状況

- ・津波警報（大津波）の発表後、旅客や関係職員及び周辺地域からの避難者等 1,422 名が仙台空港旅客ターミナルビルに避難。

2. 応急復旧

(1) 仙台空港の運用の一部再開（緊急排水、がれき除去）

- ・自衛隊や米軍との協力体制による瓦礫の撤去作業や、舗装の応急復旧作業、あるいは他の空港から仮設電源設備や管制・通信施設等の搬入、設置作業が実施されるなど、空港の復旧が段階的に推進。
- ・関係機関との連携により、空港周辺の排水作業や、アクセス道路の啓開作業が推進。

(2) 花巻、山形、福島空港の24時間化、東北地方への臨時便

- ・震災当日に運用を再開した山形、花巻、福島の各空港では、3月12日（山形）、13日（花巻、福島）にそれぞれ24時間運用を実施し、救援航空機等の増大に対応。

(3) 空港施設の迅速な復旧

- ・仙台空港においては、従前からの滑走路等の液状化対策により深刻な被害を免れたことから、救援機のための滑走路の確保を目指した早期の復旧作業を推進。
- ・民間航空機の早期運航再開に必要な制限区域を松丸太等による仮設柵で必要最低限確保し、旅客ターミナルビルにおける漂着物の撤去、暫定利用のための仮復旧を早急を実施。

3. 復旧・復興

(1) 東日本大震災を踏まえた整備方針

1) 空港施設の耐震化、津波対策

- ・各空港においては、「地震に強い空港のあり方」（平成19年4月国土交通省航空局の基本的な考え方に基づき、地震対策として、耐震化等を着実に進めてきたものの、津波への対応という視点での取組は十分に行われてきていなかった。
- ・東日本大震災での仙台空港における津波浸水被害を踏まえ、人命保護に万全を期すための緊急避難体制の構築、津波襲来時に早期に空港機能を回復させるための早期復旧対策の構築など、各空港の津波対応の体制づくりに役立てるため、基本的な考え方が「空港の津波対策の方針」（平成23年10月）（国土交通省航空局 空港の津波対策検討委員会報告）において示された。

- ① 人命保護対策（津波避難計画の策定）
- ② 早期復旧対策（津波早期復旧計画の策定）

(2) 空港事業

1) 事業概要

・事業内容

地震等被災時に緊急輸送の拠点となるとともに、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保において重要と考えられる空港等について、必要な管制機能を確保するための庁舎、最低限必要となる基本施設の耐震化。

仙台空港：基本施設耐震対策（液状化対策）。

三沢飛行場：庁舎耐震対策。

・実施期間

平成 24 年度。

2) 整備効果

・滑走路の耐震性を確保することで、地震後の早期復旧が可能となり、緊急物資等輸送機能に加え、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保が可能。

(3) 仙台空港の運営民間委託

1) 事業実施の経緯

・仙台空港は、空港及び東北地方の特長・周辺環境を踏まえ、旅客者数・貨物取扱量の回復・増加による空港の活性化と空港周辺地域の活性化を図ることで、東北地方における東日本大震災からの本格的な復興を牽引することが期待されていた。

・ただし、公共施設等運営事業導入前の仙台空港は、①国が所有する空港基本施設等、②旅客ビル施設事業者及び貨物ビル施設事業者が各々所有する旅客ビル施設及び貨物ビル施設、③駐車場施設事業者が所有する駐車場施設が、それぞれ分離して運営されていることから、空港全体としての一体的かつ機動的な経営を実施できていなかった。

・そこで国は、空港本来の機能を最大限発揮させるために、運営権者に空港運営を実施させるとともに、本空港における上記施設の運営を統合し、民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的な空港経営を実現するため、公共施設等運営事業を実施することとした。

4. 事業実施に当たって発生した課題・対応

(1) 南海トラフ地震等広域的災害を想定した空港施設の災害対策のあり方

・広域的で大規模な地震及び津波災害の発生に対応した対策を進めるにあたって、これまでの震災の経験を踏まえ、空港管理者等が取組を進めるべき具体的な事項及びその留意点についてとりまとめた。

(2) 空港における地震・津波に対応する避難計画・早期復旧計画のひな型

・災害発生時に人命の安全確保を図る避難計画や空港施設を早期に復旧するための早期復旧計画を策定する上で参考となるひな型を策定するため、「空港における地震・津波に対応する避難計画・早期復旧計画のひな型」をとりまとめた。

8節 鉄道

1. 被害の概要

(1) JR東日本（新幹線・在来線）

- ・東北新幹線においては、地震により高架橋柱等の損傷（約100ヶ所）、電化柱の折損等（約540ヶ所）をはじめとして、全線で約1,200ヶ所が損傷し、仙台駅など5駅で天井材等が破損・落下した。
- ・在来線では、八戸線、山田線、大船渡線、気仙沼線、石巻線、仙石線、常磐線の7線区で、津波により23駅が流失し、線路も約60kmにわたり流失、瓦礫に埋没した。

(2) 地下鉄・3セク鉄道等

- ・仙台市地下鉄南北線では、地震により橋りょうの橋台が損傷する等の被害が発生。
- ・仙台空港鉄道では、津波により仙台空港滑走路下の鉄道トンネルが水没し、仙台空港駅にある運輸指令所の機器類が被災する等の大きな被害が発生。

(3) 貨物鉄道

- ・JR貨物では、津波により常磐線を走行中の貨物列車のコンテナ貨車等が押し流されるなどの被害が発生。
- ・その他の貨物鉄道においても、線路が流失するなど甚大な被害が発生。

2. 応急復旧

(1) 代行バス等による代替輸送

- ・代行バス輸送・路線バスによる代替輸送については、3月14日の仙台市地下鉄台原駅から泉中央駅での運行を皮切りに、4月以降順次、鉄道不通区間において運行が始まり、あわせて代行バス等の運行区間やダイヤを見直し。

(2) 鉄道施設の迅速な復旧

- ・ゴールデンウィーク頃までには、東北新幹線、JR東北本線、仙台市地下鉄南北線を始めとする仙台都市圏の鉄道網など、津波で被災した沿岸部を除き概ね運行再開。

(3) 緊急石油列車、災害復興支援列車

- ・寸断されていた東北本線を迂回し、新潟経由日本海・青森ルートで盛岡へ、或いは、新潟経由磐越西線ルートで郡山へ油を輸送する緊急石油列車が運行。

3. 復旧・復興

(1) 東日本大震災を踏まえた整備方針

- ・新幹線脱線対策協議会では東日本大震災による鉄道施設の被害状況の共有化を図るとともに、耐震補強等これまでの地震対策を検証し、必要に応じて改善。鉄道構造物耐震基準検討委員会では新幹線及び在来線の耐震基準を検証し、必要に応じて改善。
- ・「安全な鉄道」を前提に、沿線地域のまちづくりと整合を図りながら、必要に応じてルート変更や駅の位置等を検討する必要がある。東北運輸局では、壊滅的な被害を受けた沿岸部のJR在来線被災線区（①仙石線・石巻線、②常磐線、③山田線、④大船渡線、⑤気仙沼線）毎に、JR東日本、沿線市町、県、国（復興局・東北地方整備局・東北運輸局）等をメンバーとする「復興調整会議」を設置し、復旧方針等の検討を進めた。

(2) 鉄道事業

- ・三陸鉄道では、地方自治体が復旧した鉄道施設を保有する場合に、復旧費用の1/2を国が、残る1/2を地方公共団体が負担（災害復興特別交付税により措置）する新たな制度を活用し、2014年4月に三陸鉄道・南北リアス線が全線で運転を再開。この制度は、三陸鉄道の他、仙台空港鉄道、鹿島臨海鉄道、ひたちなか海浜鉄道の復旧にあたり活用されている。
- ・鉄道施設の耐震対策は、各地震災害を踏まえ、耐震省令等による指導、鉄道施設総合安全対策事業費補助（耐震対策）や固定資産税の税制特例による支援などにより促進。平成27年度より鉄道施設総合安全対策事業費補助に浸水対策事業を追加し、被害が想定される地下駅等に止水板や防止扉等の整備を促進。

4. 事業実施に当たって発生した課題・対応等

(1) 事業実施に当たって発生した課題・対応

- ・仙台市地下鉄の復旧にあたっては、国土交通省鉄道局・東北運輸局及びJR東日本の技術的助言を受け、復旧工法の見直しを行ったこと等により、運行再開時期を1カ月程度前倒し。
- ・仙台空港線の復旧にあたっては、宮城県からの要請に基づき、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構が先遣調査隊を派遣し、被災状況の調査を実施。また、仙台空港鉄道株式会社に2名の出向者を派遣。
- ・東北新幹線の復旧にあたっては、JR東日本からの要請に基づき、軌道整備・工事に必要な工事機械等を貸出。

(2) 教訓・ノウハウ

- ・ハード対策としては、せん断破壊先行型の高架橋柱等に加え、曲げ破壊先行型のうちの耐震性の低い高架橋柱等の耐震性能向上が必要。また、土構造物についても、耐震性の評価を行い、優先度の高い箇所から補強を行うことが必要。
- ・津波発生時における鉄道旅客の安全確保については、各鉄道事業者において浸水可能性のある線区を指定し、沿線の避難場所や避難経路の選定等を行っておくことが必要。
- ・大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開のあり方として、乗客の避難誘導、施設の点検及び復旧、乗務員の手配、関係機関との連絡調整手段の確保、などが必要であり、それぞれの作業を速やかに実施できる体制を整えることが重要。
- ・鉄道復旧のためのポイントとして、鉄道が安全なルートで運行再開できることや、新たなまちづくりと整合のとれた駅位置やルートであること、などを考慮することが必要。

9 節 地域公共交通

1. 被害の概要

- ・バス車両の被害は、大破・水没 208 台（岩手県 50 台、宮城県 132 台、福島県 26 台）、行方不明 11 台（宮城県 11 台）の合計 219 台で、宮城県における津波の被害が最も大きかった。

2. 緊急対応

(1) バス運行状況の情報収集・広報

- ・3月14日から東北運輸局のホームページ（HP）で公表、閉庁日も含め日々の更新を実施。

(2) 大規模災害時通達等の実施

- ・3月12日、国土交通省自動車交通局から各地方運輸局長あてに通達が発せられ、バスを利用した輸送力強化が迅速に図られるよう措置。

(3) 高速バスの緊急車両指定

- ・高速バス事業者は確認標章の交付を受けて、3月15日から仙台～新潟便を高速道経由に切り替えるなど、各路線で高速道路を利用した運行が再開。

(4) 空港アクセスの確保

1) 仙台空港

- ・東北運輸局の関係部署と東京航空局仙台空港事務所、宮城県、宮城県バス協会、仙台空港鉄道（株）、仙台空港ビル（株）などの関係者で構成される「仙台空港再開に向けたアクセス確保検討会」での検討の結果、バス協会に対して空港と仙台駅間を結ぶ直通アクセスバスの運行及び仙台駅東口バスプール内の停留所の確保を要請。

2) 山形空港

- ・山形空港（東根市）と山形市内を結ぶ乗合バス（既存の乗合タクシーと同一事業者）を運行することにより、空港と山形市内の交通の利便性を確保することとした。また、山形市内で既存の山形～仙台間高速バスに乗り継ぐことにより、仙台までのアクセスを確保。

(5) 仙台市(地下鉄代行)無料バス

- ・仙台市では運休区間に誰でも利用できる無料バスを運行。

(6) 鉄道代替バスの運行

- ・震災により東北新幹線をはじめ JR 各線、三陸鉄道などが運休したことから高速バスや鉄道運休区間に対応した鉄道代替バスが運行。運行区間によっては乗客の積み残しが発生したため、関係事業者へ指導・要請などを行うことでこれを改善。

3. 復旧・復興

(1) 東日本大震災を踏まえた整備方針

- ・平成 23 年度に創設された「地域公共交通確保維持改善事業」（補助制度）において、岩手、宮城、福島 の 3 県について特例を設け、乗合バス事業者等への支援を通じて、被災地における生活交通の確保・維持を図ることとした。

- ・これを受け生活交通のニーズの高まってきた5月～7月にかけて、特例措置の対象となる自治体に赴き制度説明を行うとともに、交通事情や自治体の状況把握に努めた。

(2) 地域公共交通確保維持改善事業

- ・平成23年度より、東日本大震災の被災地域において、地域公共交通確保維持改善事業の特例措置を設け、応急仮設住宅を経由する幹線バス交通や地域内バス交通等の運行支援を実施。
- ・また、福島県の原子力災害被災地域において、避難指示が解除された地域における避難住民の帰還・定住の促進や地域内の生活交通の維持等のため、災害公営住宅を経由する幹線バス交通や応急仮設住宅を経由する地域内バス交通等の運行支援を実施。

4. 事業実施に当たって発生した課題・対応等

(1) 事業実施に当たって発生した課題・対応

- 1) 東北公共交通アクションプランの一部改定(平成25年3月)
 - ・アクションプランの一部改定を決定し、具体的取組に「災害に強い安全で安心な交通体系の構築」を追加。
- 2) 東日本大震災に対する地域公共交通のあり方調査業務(平成24年3月東北運輸局)
 - ・被災地の地域公共交通の現状について、調査・評価分析を行い、今後の被災地における地域公共交通のあり方について検討。

(2) 教訓・ノウハウ

- 1) 情報収集手段の確保
 - ・通信手段の確保は、情報収集に限らず業務遂行に必要不可欠であるが、運輸局だけで解決できる問題ではなく、災害等に強い通信インフラの整備が急がれる。
- 2) 被害を想定した代替交通手段の検討
 - ・広範囲にわたる甚大な被害が発生し、新幹線、在来線などの鉄道の不通や空港の閉鎖によって幹線交通が寸断した場合を想定し、平常時において関係者による代替交通等の検討を行っておくことが望ましい。
- 3) 燃料の確保
 - ・災害時における公共交通機関への優先的な燃料確保について、公共交通の重要性を改めて関係方面にアピールしていくことが重要。
- 4) 地域のモビリティ確保の知恵袋
 - ・東日本大震災被災地の取り組みから得られた知見を基に、災害時のモビリティ確保の基本的な考え方や、必要な取り組みとして、重要な事項を7つの項目、5つの時間区分に整理。
 - ・東日本大震災後の災害に備えた取り組み事例等を調査し、平常時から『災害時も』考慮した地域における取り組みの実践に資する工夫・ノウハウをとりまとめた。

10 節 港湾

1. 被害の概要

(1) 津波による被害

- ・津波による港湾施設の被害は東北地方から北関東に至る太平洋沿岸の広範囲に及び、八戸港、釜石港、大船渡港、相馬港等では第一線防波堤が全壊あるいは半壊。
- ・ハザードマップで示された浸水域を超えて浸水した例も多く見られ、港湾エリアで働いていた人々の多くが津波到達時間までに避難場所に避難できなかった。

(2) 地震動、液状化による広域的な被害

- ・仙台湾より南に位置する港湾では、津波による被害に加え、地震による係留施設や護岸の被害が顕著。特に、地震動の継続時間が3分を超え、非常に長かったことから、地盤の液状化により被害が拡大。

2. 応急復旧

(1) 被災地港湾の復旧に伴う物流機能の回復

- ・東北地方整備局及び関東地方整備局は、災害応急対策協定に基づき、業界団体の協力を得て、津波警報・津波注意報が解除された翌日から航路啓開作業を開始。
- ・航路啓開作業では流出物の状況把握が必要。港内に浮遊するコンテナや養殖筏は目視で確認。海中に沈む障害物（コンテナ、自動車、漁船、プレジャーボート等）については、正確な位置や種類、形状及び水深を特定できるナローマルチビームソナーを用い、障害物を識別しながら撤去作業を実施。
- ・流出物の撤去作業に必要な起重機船等の作業船は、甚大な被害を受けた地元企業からの調達が困難であったことから一般社団法人日本埋立浚渫協会からの協力を得て全国から調達。
- ・こうした取組の結果、平成23年3月末までに、八戸港から鹿島港までの間に位置する主要11港全てで、利用可能な岸壁を確保。耐震強化岸壁が、被災地の生活再建、産業の復旧・復興に大きく貢献。

(2) 港湾のバックアップ機能の発揮

- ・東北地方太平洋側の港湾が被災し、物流が停滞する間、日本海側港湾がバックアップ機能を発揮。秋田港や新潟港等で緊急支援物資が荷揚げされ、被災地まで陸送。

3. 復旧・復興

(1) 東日本大震災を踏まえた整備方針

- ・各被災港湾の港湾管理者や地元自治体、港湾立地企業などで構成される協議会において、それぞれの港湾について、将来を見据えた復旧・復興方針や工程表を示した「産業・物流復興プラン」を平成23年8月中旬までに策定し公表。

(2) 港湾事業

- ・各被災港湾では「産業・物流復興プラン」に基づき必要な事業（防波堤・岸壁の整備、航路・泊地の浚渫等）を実施。この事業等に伴い津波浸水区域の縮小や浸水高の低減が期待されるほか、以下のような経済効果を創出。

（※民間投資額・雇用創出人数は新聞報道等で判明している主なもののみ計上。）

＜八戸港＞臨海部エリアに LNG 基地や造船工場等が立地するなど、約 960 億円の民間投資や約 150 人の雇用創出の実現に貢献。

＜大船渡港＞臨海部エリアにバイオマス発電所が立地し、約 240 億円の民間投資や約 10 人の雇用創出の実現に貢献。

＜仙台塩釜港＞仙台塩釜港を利用する自動車メーカーの東北地方での自動車生産台数が港湾整備の前後で約 1.5 倍に増加し、地域経済に貢献。

＜相馬港＞臨海部エリアに LNG 基地や天然ガス発電所、バイオマス火力発電所等が立地し、約 2,140 億円の民間投資や約 170 人以上の雇用創出の実現に貢献。

4. 事業実施に当たって発生した課題・対応等

(1) 事業実施に当たって発生した課題・対応

- ・「産業・物流復興プラン」の策定にあたり、多様な主体が活動する港湾エリアにおける復旧・復興スケジュールや整備内容の円滑な調整を図るため、国、港湾管理者、地元地方公共団体及び港湾立地企業等からなる協議会を設置し調整を実施。

(2) 東日本大震災以降の災害で工夫された取組等

- ・各港湾において、大規模災害時にも迅速に企業活動が再開できるよう、企業 BCP とも連携した港湾 BCP を策定。また、港湾施設等が被災し物流機能が停止した際にも迅速に機能回復が図られるよう、港湾に関連する行政機関や港湾管理者等が一丸となって様々な取組を行うための港湾機能継続協議会を設立。
- ・さらに、東日本大震災のような大規模災害時には、各港湾単独での対応が困難となり、港湾機能の復旧に必要となる資機材の広域調達や代替輸送による相互連携が不可欠となることから、「東北広域港湾 BCP」を策定し、関係機関の役割と事前対策を整理、広域的な連携を確保。

(3) 教訓・ノウハウ

- ・多様な主体との事前連携に基づいて、迅速な応急復旧を行うことが重要。被災直後における迅速かつ的確な交通・物流網の応急復旧や港湾活動の再開には、関係する民間企業や地元自治体との連携や的確な情報発信が不可欠であり、平時からの協力体制の構築が必要。
- ・地域の将来を見据えた交通ネットワークの復旧・復興が重要。交通インフラの復興事業は、持続可能性を考慮しつつ地域特性に応じて実施する必要がある、原形復旧のみを選択肢とせず、産業復興を支える港湾機能の増強などの工夫も検討していくことが必要。

11 節 農地・農業用施設

1. 被害の概要

- ・農地の被害が2万6千haで被害額約4,300億円、農業用施設等の被害が1万8,000か所で被害額約4,700億円。また、津波被災農地面積は、21,480haとなっている。

2. 応急復旧

- ・農地・農業用施設の復旧については、平成23年度第1次補正予算により、平成23(2011)年内の作付けが必要な地域の農地や用水施設、二次災害を防止するのに必要な排水路・排水機場等の応急対策に重点を置き実施された。
- ・また、農地の復旧にあたり、被災農地のうち早急に営農再開が可能である内陸部から除塩を進めるなどの対応が行われた。

3. 復旧・復興

(1) 東日本大震災を踏まえた整備方針

- ・東日本大震災からの復興に向けた国の取組による基本方針として「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定。
- ・農林水産省は、基本方針に示された農業・農村の復興の方向性を進化させ具体化するため、「農業・農村の復興マスタープラン」を策定。

(2) 農地の除塩

- ・除塩事業は土地改良法に規定が無く、東日本大震災以前は臨時特例的に助成措置を講じていたが、東日本大震災に係る除塩事業については、「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」により、土地改良事業とみなして、高い国庫負担により農地の除塩を実施。
- ・農地の除塩の取組が迅速かつ円滑に進められるよう、作業手順や技術的な留意事項等について整理し、除塩の実務に携わる担当者向けのマニュアルとして「農地の除塩マニュアル」を作成。

(3) 国による災害復旧事業

- ・農業・農村の復興マスタープランにおいて、「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」に基づき、早期営農再開を図るため、国等が緊急的に行う農地・農業用施設の災害復旧及び除塩並びにこれと併せて行う区画整理等の事業を実施する。」こととした。
- ・これまで直轄災害復旧事業13地区のうち12地区が完了。

(4) 県による災害復旧事業

- ・宮城県・岩手県では、災害復旧事業（暫定法）において被害が大きく複合的であった津波被災地区を県営事業として、それ以外の周辺地区を市町村営事業として区分して実施。
- ・福島県では津波被災農地の災害復旧事業は市町村営事業とし、農地復旧と併せてほ場整備を行う事業は県営事業として実施。

4. 事業実施に当たって発生した課題・対応

(1) 災害応急用ポンプ

- ・被災直後から排水機場から一斉に災害応急用ポンプの貸出要請が集中したことから、全国から災害応急用ポンプ等を調達し、排水を実施。
- ・災害等に備えた災害応急用ポンプ及び関連資機材を必要数確保すること、関係機関との連携体制の整備が重要。

(2) 災害復旧事業の査定等の簡素化

- ・東日本大震災による甚大な被害の発生状況にかんがみ、災害査定事務の迅速な処理を図るため、総合単価による計画概要書の作成や机上査定を行うことができる範囲の拡大のほか、津波被災地域など被災状況の確認が困難な場合に、GISや航空写真の活用による計画概要書添付図面の簡素化、標準断面方式による積算を認める措置を行った。

(3) 用排水機場の早期発注

- ・実施設計がなされていない被災した用排水機場の本復旧工事を早急に発注するため、設計・施工一括（デザインビルド：基本条件を提示して受注者の技術力を活用した詳細設計と工事を一括して行う）発注方式により工事発注を行うなど、早期発注に向けた取組を行った。

12 節 治山・林業用施設

1. 被害の概要

- ・青森県から高知県までの15県において、山腹崩壊や地すべり等の林地荒廃（458か所）、海岸防災林の保護のための防潮堤の津波による被災等の治山施設の被害（275か所）、法面・路肩の崩壊等の林道施設の被害（2,632か所）、火災による焼損等の森林被害（1,065ha）等が発生。
- ・特に、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県では、計253か所、約1,718haの海岸防災林に津波による被害が発生し、多くの立木がなぎ倒され、流失。

2. 応急復旧

- ・宮城県気仙沼市の三島国有林では、防潮護岸等の治山施設が流失するとともに地盤が沈下して、高潮や波浪による浸水被害が起こるおそれが生じた。このため、東北森林管理局では、平成23年6月に、917mにわたって大型土のうを設置する緊急対策工事を実施。
- ・また、気仙沼市御伊勢浜海岸等の民有林においても、計539mにわたって大型土のうを設置する緊急対策工事を実施。

3. 復旧・復興

（1）東日本大震災を踏まえた整備方針

- ・林野庁では、海岸防災林の被災状況を把握するとともに、海岸防災林の効果を検証し、復旧方法の検討等を行うことを目的として、平成23年5月から学識経験者等からなる東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会を開催し、平成24年2月に、「今後における海岸防災林の再生について」を取りまとめ、海岸防災林の再生の方向性としては、主に林帯幅が狭い箇所や施設のみ被災箇所では、「原形復旧」又は「施設の改良」、主に林帯幅が確保できる箇所では、「林帯幅の確保」又は「海岸防災林全体の機能向上」の4パターンを提示。さらに、海岸防災林の再生に当たっては、被災箇所ごとに、被災状況や地域の実情、さらには地域の生態系保全の必要性等を踏まえて、再生方法を決定することが必要であることを指摘。
- ・東日本大震災からの復興の基本方針により、令和2年度までの復旧完了を目指し、「今後における海岸防災林の再生について」において取りまとめた方針を踏まえつつ、被災状況や地域の実情に応じて、林帯幅の確保や生育基盤盛土の造成などによる機能の向上も図るとともに、地域の生態系保全の必要性に応じた再生方法を考慮しながら、津波や潮害、飛砂及び風害の防備等の機能を発揮する海岸防災林を復旧・再生。

（2）海岸防災林事業

- ・海岸防災林の復旧に当たっては、土地利用に関する地元の合意形成等の状況を踏まえつつ、生育基盤等の復旧が完了した箇所から順次植栽を行ってきた。
- ・特に大きな被害を受けた仙台湾沿岸部の海岸防災林においては、令和2年度をもって国の直轄事業による植栽等の復旧事業が完了。

4. 事業実施に当たって発生した課題・対応

（1）事業実施に当たって発生した課題・対応

- ・樹木の根返り、生育基盤の造成

林帯地盤の復旧に当たっては、地盤高が低く地下水位が高い箇所では、樹木の根の緊縛力を高め、根返りしにくい林帯を造成する観点から、盛土により植栽木の生育基盤を確保。

- ・苗木の供給体制の確立

林野庁は、優良種苗の安定供給体制を確立するため、平成24年度から平成27年度まで事業協同組合等に対して育苗機械や種苗生産施設等の整備を支援し、平成28年度からは、コンテナ苗を低コストで大量に生産するための施設整備等を支援。

(2) 教訓・ノウハウ

- ・東日本大震災における政府の対応を検証して、防災対策の充実・強化を図るため、中央防災会議に設置された「防災対策推進検討会議」は、平成24年7月に最終報告「防災対策推進検討会議最終報告」を決定・公表。同報告では、津波対策について、海岸防災林の整備を含めた「多重防御」による地域づくりを推進すべきであると提言。
- ・また、同会議の「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」と「津波避難対策検討ワーキンググループ」の報告でも、海岸防災林には後背地への津波外力の低減や漂流物の捕捉等、被害の軽減効果がみられることから、必要に応じて整備を進めていく必要があると提言。
- ・林野庁では都道府県等と連携しつつ、地域の実情、生態系保全の必要性等を考慮しながら、東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧・再生を進めてきた。これらの事業における生育基盤盛土造成により得られた知見等も活かしつつ、津波で根返りしにくい海岸防災林の造成や、飛砂害、風害及び潮害の防備等を目的とした海岸防災林の整備・保全を全国で進めている。

13 節 漁港・漁場

1. 被害の概要

- ・津波による被害額は1兆2,637億円にのぼり、施設別被害額でみると漁港の被害額が最も大きく、8230億円(約65%)だった。具体的には、防波堤、岸壁、道路等の倒壊、沈下等、甚大な被害が発生。被害を受けた漁港数は319漁港(うち宮城142漁港、岩手108漁港。岩手はほぼ全て、宮城、福島は全ての漁港で被害。)。被害額の内訳は、宮城4,243億円、岩手2,860億円、福島616億円、茨城431億円等。

2. 応急復旧

- ・早期復旧を目指すため、内閣総理大臣を本部長とする東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部や農林水産大臣を本部長とする農林水産省地震災害対策本部の下、漁業取締船による支援物資の供給や被災状況の調査、平成23年4月に水産庁が設置した「復興支援プロジェクトチーム」の構成員による漁業者等からの具体的なニーズの聞き取りや支援、当座の資金調達の円滑化措置を実施。
- ・また、全国漁業協同組合連合会や全国水産加工業協同組合連合会、(社)大日本水産会は、支援物資の提供や輸送、義援金の募集などを行った。他にも、各漁業団体が、支援物資の提供や運搬に協力。
- ・被災地の漁業再開のため、平成23年度末までに、漁港内のがれき撤去に一定の目処をつけるべく、応急復旧を実施。

3. 復旧・復興

(1) 東日本大震災を踏まえた整備方針

- ・東日本大震災復興構想会議による「復興への提言」を踏まえて平成23年6月28日に策定された水産復興マスタープランや、東日本大震災復興基本法に基づき取りまとめられた「東日本大震災からの復興の基本方針」とその事業計画・工程表に基づき、以下の点が掲げられた。
- ・漁港
拠点漁港の流通機能等の高度化、漁港間での機能集約と役割分担の取組を図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に確保していくことを目指し、県・市町村及び地元漁業者等の意見を十分に踏まえて推進。全国的な水産物の生産・流通の拠点となる漁港については、流通・加工機能の強化等を推進。地域水産物の生産・流通の拠点となる漁港については、周辺漁港の機能の一部を補完することに留意しつつ、市場施設や増養殖関係施設等の集約・強化等を推進。
- ・漁場
再開が可能な漁場等を優先してがれき撤去の支援を実施するとともに、広域な漁場の大型漂流物・堆積物の回収処理等及び漁場環境調査を推進。被災地の水産資源の回復等を図るため、水産生物の保護・育成礁、藻場・干潟等の整備を推進。

(2) 県による復興計画等の策定と漁港・漁場関係事業

- ・宮城県

平成23年10月18日に「宮城県震災復興計画」を策定。

・岩手県

平成23年8月11日に「岩手県東日本大震災津波復興計画」を策定。

・福島県

平成23年8月11日に「福島県復興ビジョン」を策定。当該ビジョンに基づき、今後10年間の具体的な取組を示す「福島県復興計画（第1次）」を同年12月28日に策定。

（漁港・漁場関係事業）

被災した319漁港については、令和4年3月末までに、陸揚げ岸壁の機能が全て回復した。

4. 事業実施に当たって発生した課題・対応等

- ・漁業が盛んな地域における津波被害が甚大であり、実態の把握が困難であるとともに、マンパワーも大きく不足。
- ・そのような中、より正確に被災地の状況を把握するとともに、被災した漁業者等がより迅速に支援を受けることができるよう、国や地方自治体から直接派遣した職員が直接被災者から聞き取りを行ったり、支援を受けるための手続きを手伝うなど、より細かい支援を実施。
- ・また、全国の水産業や水産物の安定供給に及ぼす影響が大きい特定第3種漁港の主要な陸揚げ岸壁については、早期の操業再開を目指して、国の代形で復旧工事を行った。

14 節 災害廃棄物

1. 災害廃棄物の発生状況

- ・東日本大震災においては13道県（北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、静岡、長野）と広範囲で災害廃棄物等が発生。
- ・特に津波被害については、北は青森県から南は千葉県まで太平洋沿岸に広く及んだ。災害廃棄物は一般廃棄物に当たり、その処理責任は市町村にあるが、沿岸市町村の多くで通常の一般廃棄物の処理量の数十年分に相当するものとなった。

2. 復旧・復興における取組

(1) 災害廃棄物処理の目標

- ・損壊家屋等の撤去等の指針。
法務省等の関係省庁の協力を得て「災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議」が設置され、平成23年3月25日には、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」が取りまとめられ、各都道府県宛に通知。
- ・各県における災害廃棄物処理実行計画。
環境省の積極的な働きかけにより、国の地方部局、県、市町村、関係団体からなる「災害廃棄物処理対策協議会」を設置することとなった。
協議会では、マスタープランを踏まえた各県における具体の処理計画として「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、県内処理及び広域処理を整合させながら進めるためのベースとなった。

(2) 復旧・復興

- ・東日本大震災を踏まえた方針。
環境省にとってはこれが最重要課題との認識のもと、内閣府、国土交通省、農林水産省等の協力を得て、環境大臣政務官が主催する「災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討・推進会議」が設置され、様々な課題について検討し、対応方針を定める体制がとられ、平成23年5月16日に「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」が取りまとめられた。
- ・災害廃棄物の処理。
- ・事業実施に当たって発生した課題・対応等。
東日本大震災の被災自治体の多くは災害廃棄物処理計画を策定しておらず、仮置場候補地が事前に検討されていなかった。
災害廃棄物等の処理を円滑に進めるため、環境省から損壊家屋等の撤去等や災害廃棄物の処理に関する指針等が発出され、自治体の災害廃棄物処理実行計画策定にあたり基礎となった。

(3) 教訓・ノウハウ

- ・災害廃棄物処理にあたっての現場で得られた教訓。
事前の計画立案と備え
早期に廃棄物処理に着手するための初動体制の整備
都道府県、市町村、民間事業者との連携・協力の強化（人的・技術的支援、資機材・燃料等

の確保、廃棄物の受入先の確保等)

大規模災害を対象とした技術的な検討

空地の有効活用に向けた事前の備え（仮置場候補地の検討、関係部局との連携、災害時の空地利用に関するルールの作成等）

仮置場の適正管理（仮設処理施設を設置した場合の環境対策、仮置場における火災予防等）

最終処分しなければならない災害廃棄物（飛灰、不燃残渣、漁網等）に関する最終処分容量の確保、再生利用先の確保

処理にかかる手続きの簡素化（受入先自治体との手続き、民間事業者との契約手続き、処理施設の設置手続き等の簡素化）

人的ネットワークの構築、人材育成

都道府県及び市町村による事前の広報手段や内容の検討

- ・東日本大震災での教訓を踏まえた法制度改正。

廃棄物処理についての制度と災害対策についての制度の両方を改正する法律が平成 27 年に公布、施行。

6章 産業・生業の再生

1節 産業の復興

1. 施設・設備の復旧支援

(1) 中小企業等復旧・復興支援補助（グループ補助金）

- ・中小企業等のグループが復興事業計画を作成し、県から認定を受けた場合、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が2分の1、県が4分の1を補助等。
- ・737グループ11,877件に5,341億円を交付決定。（R4.12時点）

(2) 造船業（造船業等復興支援事業等補助金）

- ・造船所と造船関連事業者が壊滅的な被害、2万隻超の漁船が流出・損壊。
- ・被災地の8か所（岩手県4か所、宮城県4か所）に臨時に小型FRP製漁船の修理工場を設営し、約750隻の修理を実施等。（日本財団助成）
- ・H25年度に造船業等復興支援基金を造成。造船関連中小企業等からなる組合等を対象として、施設費、調査設計費等の2/3以内を補助。8事業に112.3億円を補助。

2. 企業立地促進

(1) ふくしま産業復興企業立地支援事業

- ・対象地域：福島県全域（避難指示区域等を除く。）
- ・交付決定件数は542件（約2,000億円）。新規雇用者数累計6,997人（R4.9時点）

(2) 原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金

- ・対象地域：宮城県、栃木県、茨城県
- ・交付決定件数は75件（約125億円）。新規雇用者数累計887人（R4.9時点）

(3) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

- ・対象地域：津波浸水地域（青森県、岩手県、宮城県、茨城県）及び福島県全域（避難指示区域等を除く。）
- ・交付決定件数は508件（約1,903億円）。新規雇用者数累計5,424人（R4.9時点）

(4) 自立・帰還支援雇用創出立地補助金

- ・対象地域：福島県15市町村の避難指示区域等
- ・交付決定件数は121件（約729億円）。新規雇用者数累計1,061人（R4.9時点）

3. いわゆる二重債務問題への対応

(1) 産業復興相談センター・産業復興機構

- ・青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県において、二重ローン問題に関する相談窓口となる産業復興相談センターを設置するとともに、債権買取等を行う産業復興機構を岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県に設置。
- ・関係金融機関等による金融支援の合意取付件数1,470件（うち債権買取339件）（R4.9時点）

(2) 東日本大震災事業者再生支援機構

- ・対象地域：岩手・宮城・福島各県の全市町村のほか、北海道・青森・茨城・栃木・埼玉・千葉・新潟・長野・群馬・東京・静岡の各都道府県の一部市町村（14都道県351市町村）。

- ・産業復興機構による支援の対象とすることが困難な者（小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者を重点に支援。
- ・支援決定 747 件（うち支援完了 261 件）（R4.9 時点）

（3）個人債務者の私的整理に関するガイドライン

- ・破産手続等の法的倒産手続によらず私的整理により債務免除を行う民間の自主ルール。
- ・債務整理件数 1,373 件（R3.3 時点）

（4）東日本大震災復興特別貸付

- ・貸付限度額、金利引き下げ措置、据置期間を大幅に拡充した新たな融資制度。
- ・実績：約 30 万 4 千件（総額約 6 兆 1 千億円）（R4.9 時点）

（5）東日本大震災復興緊急保証

- ・保証限度額及び保険填補率を大幅に拡充した新たな保証制度。
- ・実績：約 15 万件（総額約 3 兆円）（R4.9 時点）

4. 資金繰り支援等

- ・金融機能強化法に震災特例を設ける法改正や、検査・監督・規制等の対応により、金融機能の安定稼働を確保。

5. 販路開拓、新事業の立ち上げ等支援

（1）地域復興マッチング「結の場」

- ・支援企業と被災地域企業のマッチングを目的としたワークショップを開催。
- ・令和 3 年度までに 34 回開催し、699 件の連携事業が成立。

（2）被災地域企業新事業ハンズオン支援事業（新ハンズオン支援事業）

- ・民間企業からの出向者を中心とする復興庁職員が、専門家や商工会議所等と連携し、被災地で経営課題の解決に取り組む中小企業に対し、具体的な実務支援を実施。
- ・令和 3 年度までに 86 件（242 社）を支援。

（3）専門家派遣集中支援

- ・被災地企業の新商品・サービスの開発、既存商品の高付加価値化、生産性向上・効率化等を目的に、豊富な経験・ノウハウを持つ専門家・専門機関を派遣。
- ・令和 3 年度までに 283 件の支援を実施。

（4）福島県等復興産学官連携支援

- ・被災地域の企業と大学、公的研究機関又は大手企業等との連携機会の提供等を支援。
- ・平成 28 年度及び同 29 年度に 12 件の事業を実施。

（5）被災地企業の資金調達等支援（復興庁クラウドファンディング支援）

- ・復興に取り組む事業者、民間団体、市町村等の資金調達手法の多様化を支援。
- ・令和 2 年度までに 188 件を支援し、総額 4.1 億円を調達。

6. 仮設店舗等から本設店舗等への移行

（1）仮設施設整備事業

- ・被災市町村と中小機構が連携し、全額国費負担により産業用の仮設施設が中小機構により整備され、市町村に無償で譲渡、その後、被災事業者等に無償で貸与。国（中小機構）が直接関与し、産業用の仮設建築物を大規模に整備する全国で初めての支援ケース。

- ・ 6 県 53 市町村 648 案件の施設を設置。(R4.3 現在)

(2) 仮施設有効活用等支援事業

- ・ 平成 26 年度から、一定の条件により市町村が負担する撤去等の費用を中小機構が負担。仮施設を長期利用する場合は、建築確認申請費用・施設改修費用を、撤去する場合は解体・廃棄物処分費用を、移設する場合は移設施設の設計費・運搬費・整備費を助成。
- ・ 202 案件の助成を実施。(R4.6 時点)

(3) 共同店舗の新設や街区の再配置

- ・ 共同店舗の新設や街区の再配置等、地域の需要に応じた商業機能への復興支援として、グループ補助金を活用し、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づき、被災事業者の被災施設等の復旧・整備を補助。
- ・ 岩手県・宮城県・福島県・千葉県で 40 グループ、1,117 事業者を支援。(R2.12 時点)

(4) 共同店舗型商業施設の整備による支援（民設民営型商業施設）

- ・ まちなか再生計画に位置づけられたまちづくり会社等が運営する商業施設の整備に対する補助を津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金にて実施。
- ・ 10 自治体 13 施設を整備。

(5) 共同店舗型商業施設の整備による支援（公設民営型商業施設）

- ・ 福島 12 市町村を対象に、自治体が整備する商業施設に対する補助を自立・帰還支援雇用創出立地補助金（商業施設等復興整備事業）等で実施。
- ・ 11 施設を支援。

7. 商業施設整備への支援、商店街の再建

- ・ 平成 26 年 1 月、「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」を策定。まちなか再生計画に基づく施設整備等に係る補助、専門家派遣・人材育成の支援等を実施。
- ・ 10 自治体のまちなか再生計画を認定。(R4.3 時点)

8. 人材確保対策、就労支援施策

(1) 伴走型人材確保・育成支援モデル事業（復興創生インターン事業）

- ・ 全国の学生に被災地域の魅力を感じてもらうため、企業に合ったプログラムを策定。

(2) 企業間専門人材派遣支援フォローアップ事業

- ・ 被災地外の専門人材を出向または転職等で被災地企業に派遣、長期間（半年以上）従事。
- ・ 平成 29 年度からの 3 年間で 87 名の人材の採用や定着に至った。

(3) 被災地域人材確保対策調査事業

- ・ 地元で働くことの魅力を伝える学生等向け冊子「ジモトではたらく」等を製作。

(4) ハローワークにおける職業相談・職業紹介等の就職支援

- ・ 全国ネットワークによる広域職業紹介、被災地域等へ直接出向いた職業紹介等。

(5) 福島避難者帰還等就職支援事業

- ・ 「福島就職支援コーナー」を宮城、山形、埼玉、東京、新潟、大阪労働局管内のハローワークに設置し、福島県へ帰還して就職することを希望している避難者を支援する等。

(6) 原子力災害対応雇用支援事業

- ・ 原子力災害の影響を受けた福島県の被災者の一時的な雇用機会を確保等。

(7) 事業復興型雇用確保事業

- ・被災求職者を雇い入れた場合に、人材育成等のための費用を3年間助成等の事業を展開。

(8) ハロートレーニング（公的職業訓練）の実施

- ・被災した離職者向けの訓練コース（建設機械の運転等）の設定など機動的に実施。

(9) 東日本大震災被災地域中小企業等人材確保支援事業

- ・主に都市部に対し、被災地域の企業の魅力等を発信し、人材のマッチング機会を創出。令和2年度をもって事業終了。

2節 農業・食品産業

1. 被害の概要

- ・農作物、家畜等の被害額は142億円、農業・畜産関係施設等の被害額は493億円。
- ・津波により冠水した農地では、がれき堆積、塩害による植物の枯死や根腐れ、損壊のみならず停電に伴うビニールハウスの室温低下に伴う被害等。
- ・津波による被災農地は21,480ha。公共用地等への転用を除く復旧対象農地は19,660ha。
- ・家畜の水死・圧死や畜舎の損壊・流出、飼料不足や餓死、停電による暖房停止に伴う凍死、燃料不足に伴う流通機能の停止による生乳廃棄等。
- ・食品工場の被災、計画停電や資材メーカーの被災により食品の包装資材の供給に影響等。
- ・多くの卸売市場が被災。ガソリンの供給不足等により営業停止等。

2. 地震・津波災害からの復旧・復興

- ・平成23年8月、農林水産省は、復興基本方針（平成23年7月）に示された農業・農村の復興の方向性を具体化するため、「農業・農村の復興マスタープラン」を策定。
- ・卸売市場の卸売場、電気・給排水整備等の施設復旧を支援し供給体制を早急に確保。
- ・農業用施設や共同利用機械等について、東日本大震災農業生産対策交付金を活用し支援。
- ・復興組合を設立し被災農家が共同で行うごみやがれきの除去等に対して支援。
- ・被災農業者等が金融機関から借り入れる復旧・復興関係資金の実質無利子、無担保・無保証人での貸付等の金融支援。
- ・農地の大区画化や排水改良等の利用集積を行う場合に要する農家負担分について、利子補給を実施。

3. 原子力災害からの復旧・復興

- ・平成23年9月に「農地の除染の適当な方法等の公表について」を取りまとめ。
- ・平成23年9月に「農地土壌の放射性物質除去技術（除染技術）」を、平成24年3月に「農地土壌の放射性物質除去技術（除染技術）作業の手引き」を、同年8月に「農地除染対策の技術書」を取りまとめ。
- ・平成25年2月26日から、福島県営農再開支援事業として福島県に基金を設置し、避難区域等における営農再開支援、放射性物質の吸収抑制対策等を実施。

4. 今後の課題・対応等

- ・震災直後は行政機能の麻痺、必要量や輸送先の把握の困難、複数ルートからの要請などにより、混乱が発生した教訓を踏まえ、政府として講ずべき対策の基本的な内容等を示した指針を策定した。

3節 林業・木材産業

1. 被害の概要

- ・地震・津波による林野関係の被害額は2,155億円。
- ・林地や林道施設等への直接の被害に加え、大規模な合板工場・製紙工場が被災し合板用材や木材チップの流通が停滞。合板は、全国生産量の約3割に相当する工場が被災など。
- ・放射性物質の拡散によりきのこや山菜等の特用林産物の生産に大きな被害。
- ・木材加工流通施設115か所やきのこ等の特用林産施設等476か所が被災。

2. 地震・津波災害からの復旧・復興

- ・林野庁による緊急支援助物資の提供、災害復旧用木材安定供給、国有林野の活用等。
- ・関係森林管理局から応急仮設住宅用杭丸太約53万本の原木を供給。
- ・木材加工流通施設の廃棄、復旧及び整備や港湾等に流出した木材の回収等への支援、特用林産施設の復旧や再建等を支援。
- ・被害を受けた木材加工流通施設のうち復旧する方針となった98か所については、平成26年3月末までに復旧が完了し、操業を再開。

3. 原子力災害からの復旧・復興

- ・住居等の近隣の森林や、森林内の人々が日常的に立ち入る場所等における除染を実施。
- ・森林内の放射性物質の分布状況等の調査・解析を実施。
- ・間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する事業や、林業再生に向けた実証事業を実施。
- ・14市町村のモデル地区で実施された「里山再生モデル事業」等関係省庁が県や市町村と連携して里山の再生に向けた取組を実施。
- ・森林内作業員の放射線安全・安心対策の取組として、平成24年に「森林内等の作業における放射線障害防止対策に関する留意事項等について(Q&A)」を作成等。
- ・木材(丸太、製材品等)の放射線量を自動で測定(検知)する装置の開発等を実施。
- ・樹皮(バーク)の新たな利用方法への拡大に向けた実証的な取組等を実施。
- ・栽培きのこ類について生産資材の導入支援を実施するとともに、「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」を策定。
- ・「野生きのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用」を通知する等、出荷制限解除が円滑に進むよう支援。
- ・令和3年、非破壊検査により基準値を下回ったものが出荷可能となり、これまで、まつたけ、皮付きたけのこに適用。
- ・将来のしいたけ等原木資源の循環利用に向けて、放射性物質の影響を受けているほだ木等のしいたけ原木林の再生に関し、計画的な再生に向けた実証事業を含む取組を関係者と連携して実施。

4. 今後の課題・対応等

- ・森林・林業・木材産業の再生に向け、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐために間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する事業や、住居周辺の里山の再生に向けた事

業、原木林や原木しいたけ等の特用林産物の産地再生に向けた支援などを引き続き実施。

4節 水産業

1. 被害の概要

- ・地震・津波による水産関係施設の被害額は1兆2,637億円。岩手県で3,973億円、宮城県で6,680億円、福島県で824億円の被害（3県で全体の91%の被害。）が発生。・施設別では、養殖施設・養殖物1,335億円、共同利用施設1,249億円の被害が発生。
- ・民間企業が所有する水産加工施設や製氷冷凍冷蔵施設等にも約1,600億円の被害が発生。

2. 地震・津波災害からの復旧・復興

- ・平成23年6月、水産庁は、国や地方が講じる個々の具体的施策の指針となるよう、その全体的な方向性を示した「水産復興マスタープラン」を策定。
- ・漁船・共同定置網の復旧と漁船漁業の経営再開に対する支援、養殖施設の再建と養殖業の経営再開・安定化に向けた支援、種苗放流による水産資源の回復と種苗生産施設の整備に対する支援、水産加工・流通業等の復興・機能強化に対する支援等。
- ・漁港施設の回復を図るための施設等の整備、共同利用施設の高度化、産地市場の高度化、農商工連携の取組の推進、失われた販路を回復するための個別指導や商談会の共同開催や加工機器の整備などを支援。

3. 原子力災害からの復旧・復興

- ・海域・湖沼等・水産物に係る放射性物質濃度調査を実施。
- ・また、風評を払拭すべく、水産物の放射性物質に関する調査結果及びQ&Aについて水産庁ウェブサイト等に掲載し、正確かつ迅速な情報提供を行うとともに、被災地産水産物の安全性をPRするためのセミナー等の開催を支援。
- ・震災後、福島県沖での操業が自粛されたが、平成24年6月からは試験操業が始まり、安全性を確認しながら海域・魚種を拡大等。

4. 今後の課題・対応等

- ・震災を機に従来の生産構造を改革すべく、共同利用漁船・共同利用施設の新規導入を契機とする協業化や加工・流通業との連携、省エネ化、漁船・船団の合理化を促進等。

5節 観光業

- ・集中復興期間においては、広域連携観光復興対策事業（東北観光博）、東北地域観光復興対策事業、福島県における観光関連復興支援事業等により、東北の観光復興の取組を実施。
- ・平成28年1月、復興大臣の委任に基づき「東北観光アドバイザー会議」を設置。
- ・復興・創生期間においては、平成28年を「東北観光復興元年」とし「令和2年に東北6県の外国人延べ宿泊者数を150万人泊とする」と政府目標を掲げ、新たに東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業の取組を実施。
- ・令和元年に東北6県の外国人延べ宿泊者数は震災前の約3倍の約168万人泊となり、1年前倒して政府目標を達成。
- ・令和元年度に、令和2年のお勧めの旅行先として、ロンリープラネットの「Best in Travel 2020」等に東北が選出。ガーディアン紙の「Where to go on holiday in 2020」において福島県が選出。海外主要メディアにおいて東北や福島県が旅行先として評価。

1. 東北6県の外国人宿泊者数の増加に向けた取組

- ・東北地方の風評被害を払拭し、東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させるため、東北地方の地方公共団体が実施する訪日外国人旅行者を呼び込むための取組を支援する東北観光復興対策交付金を新設。
- ・東北観光復興対策交付金により、海外での商談会や海外旅行エージェントの招請、交通拠点の多言語化等を支援。
- ・震災前と比較した東北6県の外国人延べ宿泊者数（令和元年）は、伸び率が332.5%、市場別では、台湾が約13万人泊から約74万人泊へ最も大きく増加。

2. 海外に向けた東北観光復興プロモーションの実施

- ・日本政府観光局（JNTO）による東北に特化した海外主要市場向けの集中的な訪日プロモーションを実施。
- ・海外の著名人を活用した東北の魅力の情報発信、メディア・旅行会社招請や共同広告、オンライン旅行会社と連携した送客促進等。

3. 福島県における観光復興の促進

- ・福島県における早期の観光復興を促進するため、同県が福島県観光関連復興事業実施計画に基づく風評被害対策及び震災復興に資する取組を支援する福島県における観光関連復興支援事業費補助金を新設。
- ・海外の旅行博や旅行会社へのセミナー・商談会の実施、教育旅行や企業研修におけるテーマ別学習コースの充実、ホープツーリズムに関するワンストップ窓口の運営等を支援。
- ・震災前と比較した福島県の外国人延べ宿泊者数（令和元年）は、伸び率が205.1%。同年度の教育旅行入込数（令和元年度）は、72.8%へ推移。

4. 「新しい東北」交流拡大モデル

- ・東北における外国人の交流人口拡大につながる新たなビジネスモデルを民間事業者から公募・選定し、旅行商品の造成・販売等、民間の新たな取組の立ち上がりを支援。

- ・ 5年間の事業実施により得られた成果を東北観光推進機構の「旅東北」ウェブサイトへ掲載。セールスブックや「ビジネスモデル整理・発信 BOOK」を製作。

7章 原子力災害固有の対応

1節 東京電力福島第一原子力発電所事故の概要

1. 事故の概要

- ・東北地方太平洋沖地震に伴い発生した津波による浸水により、東京電力福島第一原子力発電所1～5号機で全交流電源喪失。1号機及び2号機の原子炉冷却機能の喪失により、政府は原子力緊急事態宣言を発令し、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置。
- ・平成23年3月12日から15日にかけて、1号機、3号機、4号機の原子炉建屋で水素爆発と見られる爆発により建屋が大破し、放射性物質が放出。

2. 事故収束の動向

(1) 東電福島第一原発の廃炉に向けた取組

- ・「東京電力（株）福島原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を平成23年12月に決定。同ロードマップに基づき、汚染水対策、使用済燃料プールからの燃料の取出し及び燃料デブリの取出し等の作業が安全に配慮して進められている。
- ・令和2年2月に取りまとめられたALPS小委員会の報告書を受け、安全性の確保、風評対策の徹底を前提に、ALPS処理水の海洋放出を決定。
- ・使用済燃料について、令和3年2月までに、3号機・4号機からの取出しが完了。令和13年までに全ての号機で燃料の取出しを完了させる計画。
- ・燃料デブリの取出しについて、取出装置の開発等に取り組み、まずは2号機から試験的取出しを開始する計画。

(2) 原発作業員の健康管理・安全確保

- ・東電福島第一原発の事故発生時においては、原子力災害の拡大防止を図るため応急の対策を実施する必要があり、やむを得ず緊急作業時の被ばく限度を引き上げた（同年12月まで）。東電福島第一原発事故の緊急作業従事者（約2万人）については、被ばく線量や健康診断等の情報を蓄積するデータベースを構築している。これを活用し、緊急作業従事者の長期的な健康管理を行っている。
- ・「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」策定、作業指揮者等への研修、健康支援相談窓口の設置などを実施。

(3) 事故の検証等

- ・政府事故調査・検証委員会その他の各種機関の調査委員会が事故の原因や背景を分析し、提言や課題を報告書にまとめ公表。

2節 帰還・移住等の促進、生活再建等

1. 避難指示に係る経緯

(1) 避難指示区域の指定・区域見直し・避難指示解除の経緯

- ・震災直後、原子炉の冷却機能が失われたことにより放射性物質が周辺に漏出する可能性が高まったため、発電所から半径3km圏内に避難指示（翌12日に半径20km圏内に引き上げ）、半径10km圏内に屋内退避指示（同月15日に半径20～30km圏内に引き上げ）が発出され、地域住民の避難が開始された。
- ・平成23年4月、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、警戒区域を設定。
- ・平成24年4月以降、順次警戒区域が解除されるとともに、線量水準に応じ、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の3つの区域への見直しが行われた。
- ・平成26年4月1日の田村市の避難指示解除準備区域の解除に始まり、各自治体において避難指示解除がなされ、令和2年3月には双葉町、大熊町、富岡町の特定復興再生拠点区域の一部区域において避難指示が解除された。また、令和4年6月には葛尾村及び大熊町、令和4年8月には双葉町の特定復興再生拠点区域全域の避難指示が解除された。
- ・避難指示区域からの避難対象者数は、避難指示区域設定時（平成25年8月）の約8.1万人から約2.1万人（令和4年3月末時点）へと推移。
- ・帰還困難区域については、2.(2)において言及する特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた環境整備を進めている。
- ・特定復興再生拠点区域外については、令和2年12月25日に提示した、特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組みについて、各自治体の意向を十分に尊重し、運用していく。また、令和3年8月、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていく方針を決定。

(2) 避難指示区域への一時立入り

- ・避難指示が発出されたことから、警戒区域が設定され、その後帰還困難区域となり、現在も立入りが制限されている避難指示区域については、避難している住民が区域内の自宅等への一時的な立入りを認める一時立入措置を平成23年5月より継続して行っており、これまでに延べ約58万人の立入りが行われている。

(3) 原子力被災自治体における住民意向調査

- ・原子力災害により、避難している住民の帰還に向けた意向等を把握するため平成24年度から実施し、令和4年度現在も実施している。
- ・避難指示解除が遅れた自治体における帰還意向は、「戻らない」が5～6割、「戻りたい」「まだ判断がつかない」が3～4割となっている。

(4) 原子力損害賠償

- ・「原子力損害の賠償に関する法律」に基づいて設置した原子力損害賠償紛争審査会において、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示した指針を策定するとともに、必要に応じ見直しを行っている。
- ・令和3年9月時点で総額約10兆1,221億円の賠償金が支払われている。

- ・原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）では、原子力損害賠償に関する紛争について和解の仲介を行っており、令和3年12月末時点で、和解仲介手続を終えた26,634件の約80%に当たる21,267件で和解が成立している。

2. 帰還・移住等の促進に向けた取組

（1）帰還・移住等の促進に向けた生活環境整備等の状況

- ・長期避難者への支援から早期帰還への対応及び新たな住民の移住・定住の促進の施策等を一括して支援する「福島再生加速化交付金」を福島再生加速化の原動力として活用。
- ・交付金の対象項目は、①帰還・移住等環境整備、②長期避難者生活拠点形成、③福島定住等緊急支援、④既存ストック活用まちづくり支援、⑤浜通り地域等産業発展環境整備事業、⑥水産業共同利用施設復興促進整備事業となっている。
- ・福島特措法に基づき、住民の日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な環境整備を図る「福島避難解除等区域生活環境整備事業」と、住民の帰還の促進を図るとともに直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策や住民の一時帰宅を支援し将来の住民の帰還の円滑化を図る「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」を平成24年度に創設。

（2）特定復興再生拠点区域の整備状況

- ・平成29年5月の福島特措法改正により、帰還困難区域のうち、5年を目途に、避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域として、特定復興再生拠点区域を市町村が設定することが可能となった。
- ・平成30年5月までに、6町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村）の特定復興再生拠点区域復興再生計画を内閣総理大臣が認定。
- ・令和4年6月には葛尾村及び大熊町、令和4年8月には双葉町の特定復興再生拠点区域全域の避難指示が解除された。

（3）移住等の促進に向けた取組

- ・令和2年の福島特措法改正により、帰還環境整備交付金を帰還・移住等環境整備交付金に改め、交流人口・関係人口の拡大、魅力ある働く場づくりを含め、新たな住民の移住等の促進に資する事業を追加。
- ・令和3年7月、被災12市町村に共通する広域的な取組を担う「ふくしま12市町村移住支援センター」を福島県が設置。また、同センター、国、福島県、被災12市町村、関係機関からなる「福島移住促進実行会議」を設置。
- ・令和3年3月「事業創出の場」を立ち上げ、交流人口拡大につながる民間主導のプロジェクト作りを支援。また、同年12月には行政の取組の具体化に向けた「交流人口拡大アクションプラン検討会」を立ち上げ、浜通り地域等15市町村や関係省庁等の協力の下、同4年5月に「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」を経済産業省と福島県で策定。市町村連携による広域コンテンツ作りに向けて「酒・グルメ」、「スポーツ（サイクル）」をテーマに各ワーキンググループによる検討を進めており、地域内の誘客促進に向けたコンテンツの具体化に向けて支援。行政と民間の両輪の取組を後押ししていくことに加え、民間による誘客コンテンツ開発の支援や来訪者向けの消費喚起支援策を実施。

- ・交流人口・消費拡大を図ることを目的として、浜通り地域等 15 市町村への来訪者向けに、対象店舗において QR コード決済で購入した際にポイント還元を行うキャンペーンを実施。
- ・将来的な起業・移住のきっかけを作ることを目的として、令和 4 年 10 月、「食・サービス」、「観光・自然」、「テクノロジー」をテーマに、被災 12 市町村での復興まちづくりアイデアソンを実施。

(4) 生活再建に向けた取組

- ・「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」では、被災者が、自らの意思によって福島県等において避難せずに居住を続ける場合、他の地域に移動して生活する場合、移動前の地域へ再び居住する場合のいずれを選択した場合にあっても適切に支援することとしている（同法第 2 条）。
- ・これを踏まえ、平成 25 年 10 月には、「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」を策定し、真に支援が必要な被災者に対し、きめ細かく支援を行うこととした。平成 27 年 8 月には同方針を改定し、いずれかの地域かにかかわらず、被災者が自ら居を定め、安心して自立した生活ができるように定住支援に重点を置くこととした。
- ・また、平成 25 年 12 月の「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（閣議決定）において、避難指示の解除と帰還に向けた取組を拡充した。具体的には、避難指示が継続し、故郷に帰還できない状態が長期化する帰還困難区域等の住民の方々に対しては、移転先・移住先での新しい生活を始めるために必要な費用について追加の賠償を行うとともに、町外における生活拠点の確保や町内復興拠点の整備を行うこととした。
- ・これらの累次の方針の決定を踏まえ、原子力被災者に対し、その置かれた状況に応じてきめ細かく支援。

3節 環境再生の取組・放射線への不安対応・食品等の安全性確保

1. 環境再生の取組

(1) 除染等の措置等

- ・平成23年8月、放射性物質汚染対処特別措置法が制定され、国が直接除染を行う除染特別地域として福島県内の11市町村が指定され、市町村の意向を踏まえつつ除染実施計画を策定。
- ・平成24年1月、環境省が「除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）」を公表。平成24年7月より順次除染を開始。
- ・平成24年2月までに、市町村が除染を行う汚染状況重点調査地域として福島県内外合わせて8県104市町村（田村市、南相馬市、川俣町及び川内村は、区域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方がある）が指定され、各市町村において汚染の状況について調査測定を行い、除染実施計画を策定の上、除染を実施した。
- ・除染特別地域については平成29年3月、汚染状況重点調査地域については平成30年3月に面的除染が完了。
- ・平成29年5月に改正された福島復興再生特別措置法に基づき認定された特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って、平成29年12月に、特定復興再生拠点区域の除染や家屋等の解体を開始。
- ・除染によって生じた福島県内の除去土壌等は、一時的な保管場所である仮置場等で管理し、順次、中間貯蔵施設への搬出を行っている。搬出が完了した仮置場については、原状回復を進めている。
- ・除染作業員の健康・安全対策として、①東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（除染電離則）及びガイドラインが制定された。②除染等作業に従事する労働者の被ばく線量記録の一元管理制度が構築された。

(2) 中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の最終処分に向けた取組

- ・福島県内の除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌等及び福島県内に保管されている10万ベクレル/kgを超える指定廃棄物等を最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設を整備することとしている。
- ・県外最終処分に向けた取組に関する中長期的な方針として、平成28年4月に「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び工程表を策定。

(3) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

- ・汚染廃棄物対策地域（当時警戒区域及び計画的避難区域であった地域を含む市町村）から発生する対策地域内廃棄物と放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超える指定廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法において、国の責任のもと処理することとしている。
- ・対策地域内廃棄物及び福島県内の指定廃棄物については、可能な限り減容化し、放射能濃度が10万ベクレル/kg以下のものは特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテッククリーンセンター）において埋立処分し、10万ベクレル/kgを超えるものは中間貯蔵施設において中間貯蔵することとしている。

- ・指定廃棄物の処理は、放射性物質汚染対処特別措置法の基本方針において、当該指定廃棄物が排出された都道府県内で行うこととされている。

(4) 復興の新たなステージに向けた未来志向の取組

- ・脱炭素、資源循環、自然共生といった視点から地域の強みを創造・再発見する「福島再生・未来指向プロジェクト」に取り組んでいる。

2. 放射線への不安対応

(1) 放射線モニタリング

- ・政府が定めた総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体、原子力事業者等が連携し、環境放射線モニタリングを継続している。

(2) 県民健康調査

- ・福島県では、「福島県民健康管理基金」を利用し、平成23年6月から「県民健康調査」を実施し、県民の被ばく線量の評価や健康管理等を行っている。甲状腺検査の結果については、福島県「県民健康調査」検討委員会の下に設置している甲状腺検査評価部会において、「現時点において、本格検査（検査2回目）に発見された甲状腺がんと放射線被ばくの間に関連は認められない」とまとめられ、検討委員会にてこの報告が了承された。

(3) 放射線相談員による相談体制の整備

- ・帰還の選択をする住民あるいは帰還後の住民等に対し、放射線防護策、健康対策や帰還後の生活再開等への様々な不安の解消に向け、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）相談員育成・配置事業にて相談員を配置。
- ・環境省では、平成26年度から福島県いわき市に「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」を設置し、放射線の基礎や健康影響に関する研修、相談対応への助言、専門家の派遣等の支援や相談員合同ワークショップを開催。

3. 食品等の安全性確保

(1) 食品等の基準値等

- ・厚生労働省は、東京電力福島第一原子力発電所の事故直後に、食品中に含まれる放射性物質の暫定規制値を設定。
- ・平成24年4月、厚生労働省は、食品の安全と安心を一層確保するため、新たに食品中の放射性物質の基準値を設定。

(2) 出荷制限

- ・原子力災害対策本部で定める「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（以下「検査計画のガイドライン」という。）に基づき、関係自治体においてモニタリング検査を実施しており、検査結果が基準値を上回り、地域的な広がり確認された場合には、原子力災害対策本部が出荷制限の品目・区域を設定。
- ・出荷制限がなされた品目については、1市町村当たり3か所以上、直近一か月以内の検査結果がすべて基準値以下などの要件を満たせば、当該自治体からの申請に基づき、原子力災害対策本部にて解除の指示が出される。

(3) モニタリング検査

- ・原子力災害対策本部で決定した検査計画のガイドラインに基づき検査対象品目・検査対象地域を定めて、関係自治体において計画的に検査を実施することで食品のモニタリングを実施。また、流通食品を調査するマーケットバスケット調査を行い、食品から人が1年間に受ける放射線量を測定。
- ・消費者に届く水産物の安全性を確保するため、検査計画のガイドラインに基づき、国、関係都道府県、漁業関係団体が連携して水産物の計画的な放射性物質モニタリングを実施。
- ・試験研究機関や検疫所において、モニタリング検査の実施が困難な自治体から検査を受け入れ、各地方自治体が必要とする検査を補完した。また、市場に流通する食品等に含まれる放射性物質の実態を調査し、その結果及び地方自治体の検査結果を厚生労働省及び国立保健医療科学院のHPで公表。

4節 風評払拭・リスクコミュニケーション

1. 現状

- ・令和4年2月の調査では、放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人は6.5パーセントと過去最少となった。
- ・令和4年7月26日時点で、輸入規制措置を設けた55の国・地域のうち、43の国・地域で輸入規制を撤廃、12の国・地域で輸入規制を継続。
- ・福島県産品と全国平均の価格差は徐々に縮小しているが、一部の品目では全国平均価格を下回っている。
- ・令和3年度の福島県への観光客入込は、前年に引き続き、コロナ禍の影響もあり前年比▲2.0%となっている。震災前より▲38.0%、コロナ禍前の令和元年と比しても▲37.1%と震災に加え新型コロナウイルス感染症の影響をより強く受けている。

2. 風評払拭に関する取組

(1) 原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース

- ・平成25年3月、復興大臣のもと、関係府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を設置。令和4年4月までに15回開催。
- ・復興庁において、各省庁の取組を「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」として整理、取りまとめを行った。
- ・各省庁の取組をフォローアップし、必要な対策を強化するため、平成26年6月「風評対策強化指針」をとりまとめた。
- ・平成29年12月、それまでのリスクコミュニケーション対策の総点検を行い、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」をとりまとめた。

(2) 各省の取組

- ・被災地等で生産・加工された食品等の安全性を確認するため、放射性物質検査体制の支援や放射線モニタリング体制の整備等により、放射線量等を確実に把握・公表。
- ・放射線に関する情報の伝え方について住民目線での点検・改善を行い、正確で分かりやすい情報提供を行った。
- ・被災地等で生産・加工された食品、伝統工芸品、工業製品等の国内外へのPR・販路拡大等の支援等、地域産品のブランド力向上等先進的な取組を行う地域事業者等の広報を実施。
- ・諸外国の輸入規制の緩和・撤廃に向けた働き掛けを実施。
- ・学校における放射線に関する教育の支援として、教職員向けの放射線に関する研修や児童生徒向けの放射線出前授業を実施。また、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めるとともに、避難児童生徒へのいじめや差別等を防止することができるよう、放射線副読本を作成し、全国の小・中・高等学校等に配布。

(3) ALPS処理水に係る情報発信等施策パッケージ

- ・令和3年4月、「ALPS処理水の処分に関する基本方針」決定。
- ・風評被害を生じさせないよう、科学的な根拠に基づいた正確な情報を分かりやすく、国内外に向けて発信する必要があることから、令和3年8月、「ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等のパッケージ」を策定。

5節 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等

1. 福島イノベーション・コースト構想

(1) 福島イノベーション・コースト構想の概要

- ・福島県の浜通り地域等に新たな産業基盤を構築することを目指し、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会において、平成26年6月、「福島イノベーション・コースト構想」が取りまとめられた。
- ・平成29年には、構想を推進する中核的組織として、福島イノベーション・コースト構想推進機構を設立。

(2) 産業発展の青写真の概要

- ・令和元年12月、構想の更なる具体化を軸に、中長期的かつ広域的な観点から地域が目指す自立的・持続的な産業発展の姿と、その実現に向けた取組の方向性を示す「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を公表。

(3) 構想に係る主な取組

- ・廃炉研究開発、ロボット研究・実証、情報発信拠点等の整備や、環境・リサイクル分野、水素や再生エネルギーなどのエネルギー分野、農林水産分野に係るプロジェクトの具体化、大学等有する福島復興に資する「知」（復興知）の浜通り地域等への誘導・集積などに取り組んだ。
- ・平成28年度及び29年度に、実現可能性調査等補助事業を実施し、県や民間企業等における、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けたプロジェクトの具体化を進めていくにあたり必要な調査等を行った。14件の事業を実施。
- ・平成28年度からは、福島県浜通り地域等において地元企業又は地元企業と連携する企業が実施する実用化開発等の費用を補助。令和3年度からは自治体と連携して実施する事業を重点支援している。これまでに222件を採択。
- ・令和2年3月、浪江町において、世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造実証施設「福島水素エネルギー研究フィールド」が開所。
- ・同月、南相馬市及び浪江町において、「福島ロボットテストフィールド」が全面開所。同所を産業集積の核として、70社のロボット関連企業が新規進出（令和4年10月末時点）。
- ・令和4年6月、福島浜通り地域をスタートアップ創出の先進地とすることを目指し、実証フィールドの整備やスタートアップの実用化開発等の重点支援等を行うことを「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」で閣議決定。

2. 福島国際研究教育機構

(1) 経緯

- ・令和2年6月、「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」により、同拠点の設立に向けた具体的な検討を進めるよう復興庁に対し提言がなされた。さらに、同年12月の復興推進会議において、創造的復興の中核拠点として国際教育研究拠点の新設を決定したことを受け、令和3年11月の復興推進会議において、本拠点の法人形態について、法律に基づき設立される特別の法人とすること等を決定し、令和4年3月に福島国際研究教育機構（以下「機構」という）の基本構想を策定した。

- ・令和4年2月には、機構設立に係る規定を新設した福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案を国会に提出し、同年5月に成立した。同年8月、福島復興再生特別措置法に基づく新産業創出等研究開発基本計画を策定した。同年9月、復興推進会議において、機構の立地を浪江町とすることに決定した。

(2) 福島国際研究教育機構の概要

- ・機構は、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すこととしている。
- ・機構は、原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成並びに既存施設等に横串を刺す司令塔機能に係る業務を行う。

3. 福島新エネ社会構想

- ・平成28年9月、福島県全体を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とすることを目指す「福島新エネ社会構想」を策定。
- ・本構想の第2フェーズ（令和3～12年度）を迎えるに当たり、「再生可能エネルギー」と「水素」を柱として、これまでの「導入拡大」に加え「社会実装」のフェーズにすることを目指し、令和3年2月に改定を実施。

6節 事業者・農林漁業者の再建

1. 福島相双復興官民合同チームの取組

- ・福島県被災 12 市町村の事業者の事業再開等の支援のため、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて（福島復興指針）」改訂（平成 27 年 6 月 12 日閣議決定）に基づき、同年 8 月、国、福島県、民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」を創設。県内及び都内の 6 拠点に常駐。
- ・令和 4 年 10 月末までに約 5,700 の事業者を個別訪問し、事業計画策定等の経営コンサルティング、設備投資、人材確保、販路開拓支援等を実施。また、平成 29 年 4 月から農業者に対する個別訪問を開始し、令和 4 年 10 月末までに約 2,500 の農業者を訪問。
- ・令和 3 年 5 月に 12 市町村に加え、3 市町（いわき市、相馬市、新地町）の水産仲買・加工業者等を支援対象に追加し、令和 4 年 10 月末までに 98 の事業者を訪問、79 の事業者に対して人材確保、販路開拓支援等を実施。

2. 事業・なりわいの再建に向けた取組

（1）中小・小規模事業者の事業再開等支援事業

- ・被災 12 市町村における被災事業者による事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開を行う取組を支援。
- ・令和 3 年度までに 1,229 件を採択。

（2）創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援事業

- ・被災 12 市町村における創業及び 12 市町村外からの事業展開等を支援。
- ・令和 3 年度までに 114 件を採択。

（3）6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業

- ・被災 12 市町村の事業者の販路開拓や新たなビジネスの創出等へ向けた事業者間マッチングを支援。
- ・令和 3 年度までに約 230 者を支援。

（4）人材確保支援事業

- ・被災 12 市町村の事業者の人材確保に向けた取組を支援。
- ・令和 3 年度までに約 970 者を支援。

（5）つながり創出を通じた地域活性化支援事業

- ・被災 12 市町村における被災者の人々とのつながりを創出し、地域の活性化、さらには産業復興やまちづくりにも資するような取組を支援。
- ・令和 3 年度までに 568 件の取組を支援。

8章 協働と継承

1節 ボランティア・NPO等

- ・発災直後から、ボランティア、NPO等多様な主体が被災地内外で様々な活動を行ってきた。
- ・被災地内外で延べ700万人以上のボランティアが活躍。
- ・被災3県のNPOについても、平成23年3月から令和4年3月までに約700団体増加。
- ・ボランティア、NPO等の果たしてきた役割は大きく、こうした多様な主体の活動を促進するため、必要な体制構築やボランティアの啓発等を行った。

1. NPO等との連携

- ・平成23年以降、東日本大震災支援全国ネットワークとの連絡会、自治体や災害ボランティアセンター等との意見交換、NPO等からのヒアリング等を実施。
- ・平成23年度から毎年度、NPO等の活動を支援するため、復興支援活動を行うNPO等が活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ、公表。
- ・復興庁ウェブサイトや「東日本大震災復興の教訓・ノウハウ集」において、NPOによる被災者支援等の好事例や、ボランティア・行政等との連携事例を掲載。
- ・平成24年4月、NPO等や社会福祉協議会が設置するボランティアセンター等との連携や、復旧に向けたニーズ把握のため、「復興支援に向けた多様な担い手のロードマップ」を作成し、公表。
- ・平成25年度以降、避難者の相談・支援を行うNPO等がより効果的な支援を実施できるよう、自治体の施策の情報やNPO等の活動事例等を収集し、一般公開サイトを通じて提供。
- ・平成30年、福島県浜通りにおいて、多様な主体の連携を促すきっかけ作りのための連続交流会を実施。

2. ボランティア等の活動促進

- ・平成23年4月以降、官房長官記者会見等によるボランティア活動参加の呼び掛け等を実施。
- ・平成23年5月、観光庁を通じて旅行業界に対し、ボランティアと観光を組み合わせたツアーの設定を呼び掛け。
- ・平成23年8月、厚生労働省・国土交通省と連携し、ボランティア車両の高速道路無料通行手続きの簡素化を実現。
- ・平成24年度以降、ボランティア促進ポスターによる広報や、学生ボランティア促進キャンペーンなどを実施。
- ・平成29年度以降、復興庁ウェブサイトに現地のボランティア団体・スタディーツアー・シェアハウス等の情報を掲載。
- ・令和3年、震災から10年を節目に、ボランティア参加者や被災者の声をビデオレター形式で募集し公開。

3. 中間支援組織との連携・協働

(1) 中間支援組織の機能

- ・中間支援組織は、ボランティアやNPO等の活動の仲介・調整機能を担う。

(2) 3 県の中間支援組織

- ・平成 23 年に、岩手県で「特定非営利法人いわて連携復興センター」、宮城県で「一般社団法人みやぎ連携復興センター」、福島県で「一般社団法人ふくしま連携復興センター」がそれぞれ設立された。以降、被災 3 県中間支援組織との定期的な情報共有・意見交換を実施。
- ・平成 26 年度以降、被災者支援コーディネート事業により中間支援組織等に対して財政措置を実施。
- ・被災 3 県の多様な主体間の連携体制の構築や、現地の課題・ニーズと被災地内外のリソースのマッチングを行っている。

4. その他企業との連携等

- ・前述 1. ～ 3. の取組を通じて、企業等を含む多様な主体との連携を実施。
 - 例 1) 学生ボランティア促進キャンペーンにおいて、企業からポスター掲示等の協力を受けた。
 - 例 2) 被災者支援コーディネート事業において、ボランティアや企業 CSR 等のマッチング及び体制構築を実施。

2節 多様な機関と行政機関相互の連携

1. 被災地での人材確保対策

- ・東日本大震災では、被災自治体は膨大な復旧・復興の業務を迅速に処理するために、マンパワーの確保が急務となった。
- ・全国の自治体から被災自治体に応援職員が短期派遣だけでなく中長期的に派遣されることになったが、被災自治体にとっては職員の派遣人数や支援業務などを的確に把握し、必要な業務に必要な人数を確保することが課題となった。

(1) 応援職員の確保等（受入地方公共団体の取組）

- ・被災自治体において、任期付職員の募集・採用及び民間企業等の従業員の派遣により人材を確保。
- ・被災自治体で災害からの復旧・復興のために採用されて在職している任期付職員は令和4年4月時点で664人。
- ・被災自治体で民間企業等から派遣され、地方公務員として採用された従業員数は令和4年4月時点で18人。

(2) 応援職員の派遣等（応援地方公共団体等の取組）

- ・総務省において、全国市長会及び全国町村会と連携し、必要な業務、必要な職員数を全国の自治体に提示した上で派遣要請を行う中長期の職員派遣制度（地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣）により、被災市町村への応援職員の派遣等を推進。
- ・被災自治体における任期付職員等の募集状況を総務省ホームページ等で公表し、採用職員に要する経費の全額を、震災復興特別交付税で措置。
- ・地方自治体からの職員派遣の延べ数は、令和3年度末までで、97,932人。
- ・名古屋市では、複数部署を一括して職員を派遣する「行政丸ごと支援」を実施。

(3) その他の職員派遣の継続

- ・復興庁において、平成25年度から、一般公募により職員（非常勤国家公務員）を採用し、被災市町村に派遣する「復興庁スキーム」を実施。ピーク時（平成26年10月1日時点）では204人が被災市町村支援に当たった。
- ・国職員の派遣。

2. 行政機能の継続支援

- ・東日本大震災の津波により、庁舎が壊滅した地方自治体や、原子力災害により移転を余儀なくされた地方自治体があった。市町村庁舎は、災害対策本部が置かれ、災害応急対策の拠点であるとともに、住民サービス提供の中心であり、避難生活者の支援や復興に向けた拠点であることから、その機能の復旧が急務となっていた。
- ・総務省では、行政機能を応急的に復旧するため、①仮設の庁舎の建設費用、②住民基本台帳システム等被災者支援に必要なシステム及びネットワークの復旧・整備のための費用について、市町村行政機能応急復旧補助金を交付し支援を実施。

3節 記憶・教訓の継承

1. 総論

- ・復興構想会議提言の原則第一に、犠牲者への追悼と鎮魂、記憶と教訓の後世への継承や国内外への発信を位置づけ。
- ・逐次の基本方針に基づき、国としても、記録の保存・活用、追悼や記憶の伝承のための施設保存・整備、復興の姿の発信等に取り組み。
- ・令和2年の復興庁の設置期限延長の際には、改正法附則3条や附帯決議において、復興に係るノウハウを関係行政機関等と共有していくこととされ、復興知見班を設置。

2. 風化対策・教訓の発信

(1) アーカイブ・教訓の整備

- ・国会図書館と総務省が連携して、東日本大震災の記録を一元的に検索できるポータルサイト「ひなぎく」を構築。平成25年3月から稼働。
- ・総務省事業を活用し被災3県でデジタルアーカイブを構築（各自治体では検証報告書・記録誌等を作成）。東北大学等の高等教育機関もアーカイブ等を構築。
- ・日本学術振興会が、日本学術会議や文部科学省等の関係機関と連携して、東日本大震災の記録保存や人文・社会科学の観点を中心とする総合的な学術調査を実施し、平成27年4月に国内外に向けて調査研究の成果を発信。
- ・東日本大震災関連の行政文書等は保存期間満了後もその多くは国立公文書館に移管する等の取扱を通知。関係会議の議事録の作成について適正化。
- ・官民の膨大な取組事例を収集・調査し、教訓・ノウハウを抽出。令和3年3月、「東日本大震災 教訓・ノウハウ集」として公表。
- ・このほか、H30.3の「事例に学ぶ生活復興」等を公表。

(2) 国内外への発信

- ・「第3回国連世界防災会議」を平成27年3月に仙台で開催。「仙台防災枠組2015-2030」及び「仙台宣言」を採択。関連事業では、各国の支援に対する感謝を表明、教訓や技術等を共有、被災地の復興の現状や取組を発信。
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を「復興五輪」とし、被災地での競技開催、ビクトリーブーケや選手村食堂で被災3県の産品を活用等。
- ・発災1～10年は、3月11日に、政府主催の追悼式を国立劇場で実施。11年目は総理が、福島県主催の追悼式に出席等。

(3) その他の発信

- ・復興の姿を、復興庁HPやSNS等で発信、5・10周年や、国際会議等の機会も活用。
- ・被災者の生きがいづくりに資する伝承活動を支援
- ・総務省消防庁では、東日本大震災の被災地で活動した方々を語り部として希望する全国の市町村へ派遣。令和5年度から東日本大震災に限らず大規模災害被災地で活動した方を語り部として派遣する予定（災害伝承10年プロジェクト）。

※ 東北への観光促進（教育旅行等）は6章5節「観光業」。防災教育は4章3節「学校の復旧・復興」参照。

3. 震災遺構の保存・震災伝承拠点の整備

(1) 国営追悼・祈念施設、公園の整備

- ・ 3県それぞれに国営追悼祈念施設が整備（5章3節「下水道、水道施設、公園・緑地」参照）されるとともに、県が伝承館を設置。
- ・ 震災や復興を伝える物、写真、解説ボード等を展示、語り部活動と連携等。

(2) 遺構の保存

- ・ 遺構保存には賛否もあったが、多くの遺構が見学可能なよう整備。
- ・ 震災遺構の保存の初期費用には、1市町村1箇所まで復興交付金で支援。

(3) 震災遺構・伝承拠点の活用

- ・ 震災伝承施設のネットワークを活用して、防災に関する様々な取組や事業を行う「3.11 伝承ロード」が活動。「震災伝承ネットワーク協議会」が案内看板や一体的な情報発信。
- ・ 主な伝承施設・震災遺構の一覧。

おわりに

附属資料